

会議名称	北本市庁舎建設委員会
開会及び 閉会日時	平成21年2月10日（火） 午後1時30分～午後4時
開催場所	東部集会所（東部公民館内）
議長氏名	委員長 高岡 輝夫
出席 委員(者) 氏 名	1号委員 福島忠夫、工藤日出夫 2号委員 勝豊、田島和生、染谷日菜、原田信美 3号委員 高岡輝夫 4号委員 矢部龍治、黒葛原武昭、野地恵美子 5号委員 山島則義、小尾富士雄
欠席 委員(者) 氏 名	1号委員 現王園孝昭 2号委員 菅野潤一 3号委員 和田 博
説明者の 職 氏 名	北本市政策推進課：吉野一
事務局職 員職氏名	北本市総合政策部 政策推進課長：吉野一 政策推進課主査：福島弘行
会議 次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1)庁舎基本計画（案）について (2)その他 4 閉 会

配布資料	<ol style="list-style-type: none">1 北本市庁舎建設基本計画（案）に関する委員意見一覧2 既存の庁舎の活用の検討3 既存庁舎執務スペース等の比較4 現庁舎の概要5 財政収支試算表6 参考資料(前回答申文書等)7 平成 19 年度北本市市民意識調査報告書（抜粋）
------	---

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	司会進行 事務局（北本市総合政策部長）谷澤 暢
司会	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議は原則公開ということとなっております、本日は、1名の傍聴の方がいらっしゃいますので報告いたします。
司会	<p>2 あいさつ</p>
委員長	—委員長あいさつ、省略—
司会	<p>3 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは本日の議題に移ります議題に入ります。議長は委員長にお願いします。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより議事に入りたいと思いますが、前回、前々回と上里町、本庄市、そして本市の庁舎の視察を実施したわけですが、それらの視察についてご感想を委員の皆様から一言ずついただきたいと思います。他市と本市の状況を見られた方は両方について、ご都合によりいかれなかった方につきましては、北本市の庁舎の印象についていただければと思います。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一印象としては、良くも悪くもこういうものは税金でなければこういう仕事はしないという印象です。多分普通の民間の会社なり予算の事業で行うのであれば、ああいう設計とか、ああいう間取りとか、ああいう材質とかではなくもう少し吟味して検証してやるのではないかと思います。さすが税金は使い度があるなというのが印象でした。もう一つは、説明を聞いて、印象的だったのが平成13年に建設してまだ7年しか経過していないにもかかわらず、メンテナンス費用を含めた維持管理費が1,000㎡あたり1,000万円くらいは見込まなくてはならないということが重たいなという印象でした。それと、行政はあらゆる計画がそうなのですが、人口推移を水増しして、規模を決定するという、平成13年

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
福島委員	<p>はそれが許されていたかもしれませんが、なぜ、そのようなことが推測できたのかわからないし、いまや日本は人口減少という状況であることは間違いないし、そして、いま3万2千人ですといけしやあしやあと言えるものたいたものだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 私は、北本の庁舎を視察させていただいて、視察という観点からは言えないですが、北本の建物について語るならば、老朽化が進み、雨漏りもし、昭和30年代から40年代の人口に間に合う当時の体制のものを少しずつ拡張してきて、使いにくい建物であるということと、耐震的には非常に危険だということ、市民が集まる機会も多く、そういう観点から建替えは必要なのかなと思う。ただし、景気とか経済の流れが当初とだいぶ変わってきたのではないかと思うので、その中で基金で準備をするのだから建替えに関しては景気等には関係ないのではないかという意見もあるのですが、そういうところも含めて考えたことを最後のほうで申し上げたい。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> 上里町の印象としては、一番の問題として合併のことはある程度決着をつけて臨んだというのが印象に残っています。そういう意味であれだけ小さい町であれだけの庁舎を造ることに合意を得られたのかなと思います。もう一つは、あの建物は羽目殺しの窓が多くて、外の窓を拭くには、屋上からロープを下ろしてするとか必要で、維持管理費がものすごくかかるのではとの印象を受けました。私も建築を経験しておりますが、設計者というのは自分の作品でいいものは残したいけど、あとあと維持管理費というものは、それほど神経をかける設計をしないというのが、いろんな建築物を手がける中で感じました。内部の建築の職員が一番気にするところがそういうところなのですが、上里町でそういった配慮がされてなかったというのは、建築関係の職員がいなかったから、設計士の作ったものがチェックできなかったのだと思いました。文化ホールにつきましては良く使われていると感じました。ただ、北本市の場合はあれに相当するものが文化センタ

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>一にあるわけですから、そこの兼ね合いを考えていく必要があると思いました。</p> <p>本庄市については、複雑なプランで始めてきた人がそこに行くには、案内をしっかりとやっているのでしょうか、なかなか難しいだろうと思いました。もうひとつは、入口に入ったところにホールがありましたが、あれが非常に寒々しく感じました。いろいろな庁舎などを見てきたが、殆どがそうなっていました。たまたま北本の文化センターがあれだけ賑わっているというのは、図書館を併設したからなので、ああいうあったかいホールというのは少なく、その典型を本庄市に見ました。</p> <p>北本市の庁舎については、改めてみて確かに古いなとそういう実感は受けました。ただ、市民の皆様が市役所に行くのは1年に1回か2回が多い、職員の皆さんは庁舎に慣れきっていてあまり不便を感じていないという印象をうけますが、確かにあれでいいとは思わないです。もうひとつ耐震的な問題は、専門的な立場から言って、第2庁舎は2階建てで鉄骨で出来ているので、当該建物の真下に活断層でもない限りは大きい地震が来てばたっと倒れるようなことはまず考えられない。少なくとも市民や職員の方が逃げる時間は十分確保できるというのが一般的な考えであります。市の建築の専門職の方たちもそういう風に言っております。第1庁舎については、3階建てで設計し、現状2階建てとなっていることから、大地震が来てすぐ倒れるようなことはまずありえないと私は思っています。ベランダなどは崩れるとは思いますが、今の政策推進課の説明を聞きますと非常に怖い怖いという意識であおりすぎのよう感じます。平屋の部分は最初中庭があってそこに屋根を架けたのですが、取り合いを無理しているため雨漏りをしているのであって、老朽化して雨漏りをしているのではないのです。そういうことを、行政は情報として出すべきであります。ただ、平屋建ての部分は屋根がプレキャストコンクリートで出来ているので、梁と屋根など建物が一体としてなっているものではなく、耐用年数もかなり来ているので大きい地震があったときには、真ん中にすんと</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
田島委員	<p>落ちるそういった可能性もあると思います。私が一番怖いのは平屋建て部分の屋根の部分であると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上里と本庄の庁舎を見させていただいて、素人的に考えると、本庄は簡単に言うと入りにくい空間である、今の北本でいうと考えられない造りだと思います。上里などは、素人が考えても維持管理費が相当かかると思います。ただ中身の使い方というのは参考となりました。広いフロアをうまく利用している。ただ、それを耐震的にどう考えていくのか、北本の場合もあれをコンパクトにすれば活用できるスタイルなのではないかと思いました。必要不可欠な部分が多いと思うので、あれが32億円くらいなので、それから比べていけば、今ある予算で出来るのではないかと思います。改修してとの検討もありますが、改修にかかるお金が何億もかかる場合もあると思います。合併などいろいろ議論しなくてはいけないけど、とりあえずは当分それがないこととして、もし合併したときには改めてここがどういう使われ方をするのかなどの対処の仕方を考えながら進めていけばいいのではないかと思います。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> 本庄市の場合は、立地条件がいろいろ違いますのであまり参考にならなかったのではないかと思います。上里町に関しては、立派なものを造ったと思います。市民に対する利便性はかなり工夫がされていて、明るく、環境的にも昼間の照明が少なくても使えるなどの工夫もありそういう点では使いやすという印象を受けました。それから議会関係はかなり立派なものを造ったと感じました。
染谷委員	<ul style="list-style-type: none"> 本庄市と上里町はパンフレットしか見てないですが、すごい立派で北本では無理だろうなと感じました。市役所の見学をしましたが、かなり古いので建替えはしなくてはという印象を持ちました。周りの人も地震が来たらすぐ壊れるというイメージを持っているようで、すぐ壊れないという話を聞いてびっくりしたところです。合併するとしたら、合併した後使

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
矢部委員	<p>いやすいようなものにしてほしいと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に行く機会があって、いろいろなところを見ているんですが、殆どのところが野ざらし状態で、骨組みにどうやって肉を付けていくかというような建築で、スケルトンでガラス張りでそこに働く、それから集まる人たちのファッションから含めて意心地の悪い、地方で地下足袋で泥ついたまま入ったら拒否されるような感じで、ある意味ヒューマニティが非常に拒絶されているような感じで、六本木ヒルズや東京ミッドタウンの隣に建っているような、どこかでやったものが地方のミニマムな形で計画案、モデリングの切り売りをしているような設計で、極端に言うとその町の何を知っていて、何が好きでどんな人材がこの町には居て、営みが行われていてというところまで入り込んで、この市庁舎のあるべき姿ということをお願いする、北本を切っても切れない、出来た後もお付き合いしてくれるような設計者のノミネートの仕方というのも非常に大事なのだと思います。また、他とはまったく違った入り方の建築の手法を持っている人たちということで、対極的なものがあると思うので、比較できるものがあるとなれば皆さんで見学する機会があればと思います。
黒葛原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さんと同様に、その時々で、景気のいいときに建てるのと、今の社会情勢の中で建てるというときには違ってくるのかなと思います。上里は人口予測3万人から5万人として想定していて、結果的にはそうならず、庁舎ががらんどろになっている。各職員のスペースにしても、我々民間の一般企業からしてみるととんでもないスペースをとっていますし、上里のああいうガラス張りのカーテンウォールは流行であった時代があり、その名残だと思います。ただ、メンテナンスが非常にお金がかかりますのでああいうものは控えるべきではないかと思います。採光の面で明るくていいと、そういう一面も確かにありますが、一般市民からしてみると、市役所に行くのは1年に何回かしかなく、それを捉えてみるとそういうものは必要ではないと私は思います。それから、

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
野地委員	<p>本庄市については、入ってがっかりしたのは、なぜ、こんなに複雑な建物を造るのかなと、敷地の関係からなのかなと思ったのですが、そうでもなかったのもう少しコンパクトに建物を造れたのではないかと思います。上里町も本庄市も設計事務所は超一流のところが行っていますが、設計事務所の特徴が出ているなどそういう風を感じました。本庄市のようなものにはしてはいけないし、ならないなと思っています。もう少しわかりやすい建物を造るべきだと思いました。</p> <p>北本市の庁舎については、第1庁舎は構造的に増築が上に来ると聞いてなぜそれをしなかったのかというのが疑問です。それから、庁舎をいろいろ分散して造っているのですが、なぜ、こんなに計画性の無い造り方をしているのか、床面積からすると結構無駄なところが多く、そういうところを含めて、今回、大きいものを造ろうとしていて、これから人口が減っていくという予測も立てているわけですので、それらを加味するとかなり絞り込んだ計画として造るということを考えないといけないと思います。中を見せていただいたところ、確かに狭いなと感じる部署もありましたし、部署によってはゆったりしているところもありましたので、業種や課によってスペースの取り方を考えればもう少し違う状況になるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料もでていて、建物がすぐ壊れるようなことも書かれていますが、3階建ての建物を造るようになって2階しかないわけですから、あと10年20年倒れるわけではないと思います。自分たちが建築してきた建物を見てきますと、増築を想定してきたものは、基礎などをしっかり造っているはずですが、その中でなぜ、北本市が上に建てないで横に広げて行ってしまったのは、時代背景などもなきにしもあらずだと思いますが、今度造るものはコンパクトで費用のかからない、将来のメンテナンスの費用が余りかからないようなものが是非造れるようにしていきたいと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり課、福祉課などの通路の狭さに驚いています。車椅子の方が入ろうとしたときに、通路が狭いので皆さんが譲

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
山島委員	<p>り合っている形なので、もう少し通路を広くしていただきたい。そこを早く改善すべきだと思います。高齢介護課の脇の入口も階段となっており、車椅子の人が入れず、こども課や福祉課の方からしか入れないようになっていて、バリアフリーの面からはかなり遅れていると思いますので、これからは、その辺を見直していただきたい。北本市役所が使いづらいのは、正面玄関についてもバリアフリー対応にはなっていないので、市民課などは皆さんが利用するかですので、入りやすく、音などでも知らせてあげるなど高齢者の方にも配慮したものとしていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど、税金でなければこういう仕事はしないとの話が委員からありましたが、まさしくそうだなというところを感じました。例えば、どういうところならああいうものを作るかなと考えますと、上里町は少し儲かったIT会社やデザイン会社、本庄市は、少し儲かった土木建設業の会社が造るというイメージを持ちました。先ほど時代背景のお話もありましたが、まさに、そういう時代背景の中で造ったのかなという風に感じました。 <p>維持管理費や使い勝手の話もありますが、建築家は組織の中にはいけないというのが私の思いでして、建築家がいますと作ったものは成果であって、勲章であるのです。そうではなくて、使う人が誰なのか、市民であり職員であるというのが第一であるのでそこを突き詰めていけないといけない。以前イトーヨーカドーの建築部門の方と話す機会があったのですが、建築家は組織の中にはおらず、常に一番最近造ったもののノウハウを次のものへつぎ込むのだということでした。それは、使い勝手でもあるし維持管理でもり、そこからコストの削減につなげるということ、そのことに非常に感銘を受けました。そういった使い勝手、バリアフリー・ユニバーサルデザインの関係、今は人口減少の時代でもありますが、人口構造の変化の時代でもあり、お年寄りの方たちが増えてくる中で、そういった方たちがいかに公共施設に来ていただいて快適に用事を済ませていただく、そういった考え</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>方も必要なのかなと感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の委員の方と同様な印象を受けました。それから、北本市は用地が意外に広く用意できていて、それをうまく活用していかなくてはいけない、この委員会ではそういったことも考えていかなくてはいけないということを感じました。 ・ それでは、皆様からの意見をいただきました、これらの意見につきましましては、これから計画案の各項目について触れていきますので、その中の参考として考えていくということにさせていただきますしたいと思います。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議題に入ります。皆様からいただいた意見は、事務局で取りまとめていただきましたのでそれに沿って進めてまいりたいと思います。また、前回の委員会において、懸案となっていました改修を踏まえた検討につきましまして、事前に説明をお願いします。
事務局	<p>—資料2から資料5について、説明を実施—</p>
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限委譲による税の委譲について、北本市の場合はプラスになるのか、マイナスになるのか聞かせてほしい。
事務局（事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三位一体改革のあたりから、地方の財政状況は厳しくなってきたっており、来年度の予算編成についても大変厳しいものであったと感じております。交付税も全額補填されるわけではないので、北本市についてはかなり厳しい状況になるのではなかろうかと考えているところです。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ これから、北本市は自立都市として目指していこうとしているものと思います。山間部のほうはかなり財政が厳しく、逆に東京都のほうは、そうなったおかげで自由にお金を使える。北本市はそのどの変に位置しているのでしょうか。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ややプラスでやや減少というところでしょう。ただ年々それ

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
田島委員	<p>が減少してきているのですから、プラスマイナスゼロに近づいているのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎を建てる場合、25億円でも市民の負担が無いものできるのかその辺が検証できていれば無理な事業でないと思うのです。先ほど、改修を行うと8億円くらいかかるとされていましたが、それを行っても15年経つとまた建替えが必要となり、新庁舎を造る金額の3分の1かかるとなれば、新しいものを造ったほうが得だというデータが得るのではないか思うのです。
黒葛原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は建てることには賛成と申し上げましたが、改修して15年もつというのであれば、こういう時代でましてやお金が無いというなかで本当に建替えが必要なのか、市民の総意として賛成してくれるのか。こういう資料が出たときに、人によっては改修でいいとかそういう話も出るのではないかと思うのです。耐震診断結果なども出ておりますが、この数字以上に安全率を見ていると思うので、もつのではないかと思えますので、すぐ建てるということには少し疑問があります
矢部委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足として、私は流通施設などもみておりますが、劣化している店舗が建替えされてどんどん新しい店舗が出来てきている。そのときに、閉鎖するのか残すのかという判断になりますが、閉鎖してしまったら、いままで愛されていたものがなくなってしまう。では、新規で造ったほうがいいのかというようなことと大変似ていると思うのです。ただ、建物を造ると決めたとしても今の経済状況があまりにもタイミングが悪いということも事実だと思うのです。見かけ的にも性能的にも悪いということもありやるべきだということはわかりますが、例えば、子どもが大学に行くときにお父さんがリストラにあいそうだという状況に非常に似ているのです。20年前だったらちゃんと退職金が入るから大丈夫だということだけど、こういう状況は誰も予想が出来なかったのです。荒波の中に向かって推進していくことがいいことなの

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>か、経費的な補修ということもありますが、改修などのリニューアルの仕方の技術のアイデアのある建築家の人もいるのではないかと思うのです。なんでもスクラップ・アンド・ビルドで、直すというよりも新しく建てたほうがよっぽど安いですよという論法を持つのは非常にハードな考え方で、もっとソフトにシンクタンクの一番重要なところは残すべきで、それを骨だとかスケルトンで見せていく、足場で組んでも十分建築としては成り立つような手法を持っている人もいると思うのです。この間から話しているのは、データと積み上げで話をしている段階ですけど、でもこれがやるのだという状況で、もっと新しいまったく違った論法が当てはまったときに、そのことも重要なことではないかと思うのです。何かが進むときには積み上げ方式ではない新しいものが、生まれる可能性があり、そういう情報と取材というのは重要ではないかと思うのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見とさせていただきます。この会議では、基本計画案が提示されていますので、これを基に進めていき、それをもって全体を通してこうしたほうが良いというものがあれば、それを踏まえて進めていきたいと思えます。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回基本構想の答申のときも建替えるということで、議会もご理解をいただいておりますので、その方向で進めることでよいのだと思えます。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想を踏まえて作られている基本計画案ですので、それが基本ですが、想定外の事情があれば、それになにがなんでもこだわることではないと思えます。確かに基本構想をまとめている時点では、100年に1度という経済状況は考えていなかったと思うのです。そういったこともありますので、建替えしか選択肢が無いというものではないと思えます。この委員会の使命としては、基本計画案に意見をいただきたいとされていますので、これを元に進めさせていただきたいと思えます。

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
福島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済が弱体化していったら、当然税収も減るだろうと思うのですが、国もマスコミもまだ正確にしていらないと思うのです。もっと危機的な状況になると思うので、そういう中で造っていいのかというのは、意見としてどこかに入っていればいいと思うのです。24年に完成とあるが、経済の状況がかなり厳しいのではないだろうか、そういう中で本当に造るということをしていいのか。というような意見を入れていければいいと思います。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体をもう一度見直すときに今のお話をもう一度いただければと思います。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設構想がまずあって、建設計画が進んできていると思いますが、ここに来ていらっしゃる委員の殆どの人たちは構想を作るときに関わっていないこともあり、まず素案を示されて、次の時には案を示されて諮問されましたが、正直言ってそれが繋がっていかないのだと思います。議会は建設することに賛成しているとの話も出ていますが、反対はしていないのです。平成17年に議会の中に庁舎建設特別委員会が出来まして、私は委員となりました。結果として、合併を見据えてとか基金の範囲内でとか4項目か5項目ぐらいの条件を示して、その条件の中では建設に向けて取組んだらどうですかというのが、議会の特別委員会の委員長報告の中身なのです。私がその中で言ったのは、議会がやることなのか執行部がやることなのかは別として、庁舎は基本的に誰のため誰が使って、外から来る人たちがどういう人たちがくるのか、多分2割か3割は業者の人がいてそういう人たちは、例えば桶川の市境に造ろうと鴻巣の市境に造ろうと行くのです。職員も行くのです。市民も会議ですよといったらどこでも行くのです。そう思うと、この場所でなければならないというのは、まさに一般の人たちが市役所に行って何らかの用事を済ませるものなのです。それが証明書の発行なのか、保育やそういったものの相談事業なのか、税金納めるとかいろいろな事

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
黒葛原委員	<p>情がありますが、そこを一度きちんと調べてみてはどうなのでしょう。来庁動機と私は言っているのですが、市役所に行く動機は何でしょうか。いくとしたら午前と午後どちらなのか。交通手段は、今の人たちは、自分の車でやっているのだろうか、又は、自転車で行っているのだろうか、というものを調べてから、そうすると分布みたいなものが出てきて、あんな一等地に造るよりは郊外に農地転用をしてあそこを高いお金で売って、基金をプラスして作ったほうがある意味できてしまうかもしれない。そして、市民の人たちの窓口業務だけであつたら、公民館などを使って発行業務を移してもいいのではないのかという話をしたのです。ですが、誰もそういうことは聞いてくれず、なぜかというにあそこに造るという風に決めてしまっていたからです。そういうことを踏まえたくて、ここにきているのではないかと思うのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我々が、委員になったときには、建てるのは現在地ですといわれているのです。今言われたように、何でここに建てなくてはいけないのかという思いはあります。上里みたいに畑の真ん中に建てても十分役に立つのです。あれでもいいのではないかと思うのですが、別に造れるのであれば、用地を安く買って、ここを何か法人税が入るようなものに売ればいいのか考えますが、我々としてはこれを進めるに当たっては、19年の3月に議会も含めてここへ建てるのだということをやっているのでもいままでもこの部分については触れていないのです。本音は、私自身もなぜあそこに立てなくてはいけないのかと思っています。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういった議論をされてきて、現在地が一番いいのではないですかということが、最終的に議会が判断したことです。私は一人で反対していましたが。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだ、議論はあるかと思いますが、ここで休憩といたします。 <p style="text-align: center;">—休憩—</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再開いたします。 ・ それでは、議題に入ります。委員の皆様から意見をいただいたものを取りまとめていただいておりますが、同じような意見もございますので出来るだけまとめて検討を進めさせていただきます。また、この基本計画案の内容を検討することについては、基本設計へと移行するに当たって必要な事項というものを念頭においていただくこととして、私たちは2年という任期をいただいておりますので順調に行けば基本設計の段階でも関われるものだと思いますので、細かい部分につきましてはこの場では検討を行わないということで進めさせていただきたいと思っております。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には提案をいただいた方よりご意見をいただきたいと思っております。庁舎建設基本計画第1章1－1新庁舎建設の目的の項目からお願いします。
事務局	<p style="text-align: center;">—和田委員意見について、代読—</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和田委員の意見について何かございますか。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この庁舎建設基本計画の標題部分について、今までの議論も踏まえて建設だけではなく、北本市庁舎建設整備基本計画とかそういう形にして、目的の部分についても整備・建設の目的として、いわゆる全体の建替えとしてだけではなくて、既存庁舎の活用であるとかそういったものを踏まえたものとしてもいいのではないかと思うのです。ただこれは、後々の議論の中で対応して頂ければいいのかなと思っております。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画についての意見ですが、私としては、基本計画については全体を見渡す後半のような機会で、この機会を逃しますと基本設計といった細かいところに入ってしまうので、基本計画については全体を検討してほしいとして意見を出したところです。 全体を見ますと、資金計画などについて、リースも検討

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>するなども入っていて、基本計画なのに検討を次へ送ってしまっている部分が多いように感じるので、委員会の中で絞り込んでいくように持って行って、どうするか決めないと基本計画にならないのではないかと思いますので、計画の中で絞り込んでいかななくてはいけないと思います。</p>
黒葛原委員	<p>—資料に基づき、委員意見説明—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎をこれから造るものとして捉えるのであれば、大震災などには当然配慮したものを造るわけですから、大震災時に多大な支障をきたしたなどの文言は、新庁舎建設の目的には必要ないと思います。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見を参考として、修正を行っていただきたいと思います。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4庁舎が建設されている場所について、借地とお聞きしておりますが、そこに建設をしてはいけないなど、計画を進めるうえで配慮すべきことはあるのですか。
事務局（福島）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4庁舎の敷地については、北本市役所の敷地として利用するという契約となっております。20年1月に契約の更新をしております。その際にも、庁舎建替えの計画がある旨を伝えております。10年間の契約となっておりますが、契約解除の申し出がないときは、平成40年3月31日まで10年間更新される形となっております。建物を建てるということに関しては理解をいただいているものと思います。
勝委員	<p>—資料に基づき、委員意見説明—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的について、新庁舎の建設に取り組むものとする。と結んでおりますが、この辺に、既存庁舎の一部建替えあるいは改修、こういった問題があるということを入れるということと、合併との兼ね合いを配慮するということが、そのことも新庁舎建設における重要なことであると思うので、その辺のことを入れておく必要があるという意見です。

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<ul style="list-style-type: none"> この計画案で行くと、庁舎をまるっきり新しいものに建替えてしまうということが前提となっている風に読めてしまうということですね。今後の議論も踏まえて、最終的にまた検討させていただきたいと思います。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> これまで議論してきた内容を繰り返してしまっている。議論をしてきて庁舎建設基本構想として答申を出したのに、それを活かされていない。委員も殆どが入れ替わってしまっている。
事務局（吉野）	<ul style="list-style-type: none"> 任期が2年ということで入れ替わってしまいました。新しい委員になりまして、まず第1回目に過去の経緯をすべてお話をし、レベルを同じとすることで、2回目には他市町の庁舎の視察を行い、3回目に諮問をさせていただいたところでございます。事務局としては、可能な限り努力させていただいたところであります。これまでも、基本構想策定までに多くの議論がされたということをご理解していただけるよう、事務局としても資料提供等に努めてまいりたいと思います。
山島委員	<ul style="list-style-type: none"> 手順として、少し間が空いてしまったということがあります。平成19年3月に、議会からも庁舎建設委員会からも庁舎を建替えましょうということでご報告をいただき、その過程においては、相当の議論があったと私も聞いております。その検討のスタートの際にも、ここで議論されているような、今のままでいいではないか、一部の建替えでいいではないかなどのお話もあり、そういった様々な検討をされて建替えをしようではないかとの結論に達したと聞いております。それは、今回も議論されていますが、前任の方がそういった議論をされて出した結論ですので、私は尊重すべきであると思います。ただし、先ほどからもいろいろな話が出ていますように、委員さんが代わったことによりその辺の確認をされたいということでもありますし、今後、委員会の意見としてもひとつ建替えもしないであるとか、補強するといった意見が

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
勝委員	<p>盛り込まれる可能性もあるかもしれませんが。それを私は、この委員会で止めるつもりはまったくありません。1からやっていただいで結構だと思います。しかしながら、繰り返しになります。前任の方が出した結論があるということも考えていただきたい。もうひとつは、経済環境が大きな変動があったこともありますので、これについては、皆さんの中でお考えいただければというところです。これからも、いろいろなデータをお出しいたしますので、それぞれのお立場で考えていただいで皆様のご判断をいただきたいということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原田さんの意見に対して、私の考えを言いたいのですが、この3月議会でも自治基本条例が出されたこともあります。市民の参画、市民との協働で市の政策をやっていこうということに、特に北本は先進的にそういう政策をやっていこうとしているのですから、市民が参画してやっていく場合というのは、こういうことはこれからもお互いに覚悟していかないといけないと思うのです。 <p>もう一つは、なぜ前にいろいろ議論したものが、この委員会の中でぐらぐらと揺らいでしまったのかというのは、8圏域の市民説明会での市民の皆様からいろいろな意見が出たわけ。そのときに、私も大体は参加いたしましたが、そのときの答弁の中で、合併に対する市の方の答弁というのは、まだわかりませんということで明確な答弁ではなく、もし合併をしても、その建物は北本市の建物で使えるということになります。という答弁の趣旨でした。けども、私は基本構想を作るときに、なぜ合併との問題の中で1万平米もある庁舎の議論だけしかなかったのか、これは、行政のほうの情報の提供が不足したからだと思います。合併の問題にしても市の財政運営にしても、そういうものが欠けていたから市民の皆様もそこに着目した意見が出なかったからだと思います。市からの情報が市民の立場に立っていないということ、それから今こういう議論をしているときに、合併の問題について、市の財政の問題について明確に出来るんだという答弁なり、答えがないわけです。こういう問題があるわけですか</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
山島委員	<p>ら、前の基本構想を大切にするという反面、行政からの情報がきちんと出ていなかったということで、こういう問題になったと認識していただき、市民との協働とか自治条例の精神を踏まえて、今の議論を大切に進めるということだと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併についても、予算の状況についても明らかなものを出しているのではないですか。予算の状況は数字まで出してお話をしている。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造った後の維持管理費の状況について、市の単年度予算を含んで、経常的経費がこういう風に厳しくなっていくのだというような情報というのは出た節がない、という感じがします。
」 山島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の問題につきましては、先日事務局が説明したことが全てでありまして、そういった情報を基に委員の皆様には判断していただきたいというのが私の願いでもあります。数字を出せというのであれば、出せるものは全て出しますが、見通しが見つからないものにつきましては、出しても逆にまったく違う結果になっても不本意でありますので、ある見通しがついていないものについては極力出しているつもりです。
黒葛原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ いままで議論されてきたものが、ここへ反映されているものと私は判断しています。それについて今検討をしているということですよ。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの議論の中でも、合併の話もされてきました。その中では当面合併はしないということで、庁舎の検討が進められました。いつあるとか、そういうことばかり気にしていたのでは議論にはなりません。 <p>それから、ランニングコストの問題ですが、これからどういうものを造っていくのかということで変わってきますので、今の段階では試算のしようがないと思えます。できるだけラ</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ンニングコストをかからないものを造ろうとしているのは皆さん同じ考えだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来のことが気になってしまって、委員の人からも十分に意見を出し切ってもらえていないように感じますが、期間的な余裕を持って進めることが出来れば、そういった問題ももう少し解消できるのかと思うのですが、確かに納得するところまでいっていない気持ちは各委員さんお持ちかなとは思いますが。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長が一度市長とお会いになって、平成23年の市制40周年に庁舎建設着工だという計画を持っているのですが、今の議論の過程からするともう少し半年とか1年とか延びそうですと、工程について一度意見を聞いていただいて、議会や法律で約束したことでもないので、市長の考え方次第だと思いますので、市長と会っていただいて話し合っていたかどうかはどうでしょうか。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝委員からいただいた、市長との話し合いというのは少し考えさせていただくこととさせていただきます。
黒葛原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、市が本当に23年に始めようというつもりであれば、議論の回数を増やしてどんどんやって詰めればいいのだと思います。詰めていけば目標があるのですから、おのずと進むと思うのです。それが今みたいな月1、2回の会議でまとめるというのは現実味がないと思っているのです。こういうことをやるのだったら、半日とか1日をつぶして議論をする。この日に終わりにするんだという行程をしっかりと決めておいて、どれだけの議論が必要だということをやらないとぜんぜんまとまらないと思うのです。平成23年に着工するというのであれば、もっとスピード上げて回数を詰めてやらないとまとまらないと思うのです。せっかくやるのであればもう少し議論すべきではないかと思っています。 ・ 合併については、可能性がないとは言っていないのです。可能

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>性はあるかもしれないけど、今はないということなので、造る建物に将来合併してもいいように考えてください、というようにいわれているのですから、我々はそういう案を出せばいいのです。そして、将来合併して支所か本庁になるかはわかりませんが、例えば支所になってもいいように、議場とかそういうところは、合併したらフラットの大きい部屋になるとかそういう案を我々が出せばいいのだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、引き続き意見について説明をいただきたいと思います。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、1-1の部分についてしか意見を出ささせていただいておりません。なぜかという、1-1のところは何もわからないものですから、それ以降のことが正しいのか正しくないのか検証が何も出来ない。なぜ、こういうことかというものについては、実は前提条件がまったく理解できなくてあとでお話をいただければならないかと思えます。まず一つは、前回の委員会の際に勝委員が、造る、造らないなど3つの案について検討するという話があって、そういうところから始まっていくのかということをおもいましたので、率直な意見を言わせていただくときわめて妥当な意見であると思えました。 <p>また、議会が建設について容認をしているということですが、少なくとも平成18年の議会の委員長報告の際には、先ほど申し上げたとおり条件がついたもので、そのうえで報告をしたものだったと記憶しております。</p> <p>もう一つは平成19年の市民意識調査の中に、23%、約4分の1の市民の方が改修を希望しているのでこのことに対して説明が必要でないのかなと私は思いました。なぜかといいますと、平成19年3月に建設をすべきではないですかと、基本構想を受け取っていながら、その年に行った庁舎のアンケートに、市制40周年に庁舎は造りますよと、造ったらどうですかと基本構想が来ているのですから、当然アンケートをとるのではあれば、建設構想としてこういう答申をい</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>ただいているのですけども、このことについてどう理解しますかというアンケートをとらないと、依然としてこっちでは造れという答申になっているのだから、その年のアンケートで、現在の庁舎を改修して必要に応じて増築してなんていうようなアンケートをとって、23%の人はそうだと思っているので、少なくとも23%は庁舎の建設に少なくとも疑問を持っているのですから、こういう調査の仕方と基本構想と今回出てきた計画の間につながりが理解できないので、そこはどうかかなという思いがありました。</p> <p>市役所というところは何をするところだということのところを突き詰めて考えていけばいいのではないのでしょうか。どんな人がどんなときに、どんな理由で市役所を利用するのか。職員は別にして、一般の市民が市役所に来る理由、来なくてはならない理由、その中で何するためどんなものでなければならぬのかというものが、もう少し利用者サイドに立った調査をして分析していく必要があるのではないかと、そういうものがまったくデータとして示されていないというだけで、今のよう基本計画でいいのですよねという風に理解できるものにはなっていないということです。</p> <p>議会というのは、基本的に会議の場所ですから、ひな壇のような議場を造って、高いところに議長席を造らなくてはいけないという理由はないし、全員協議会室と本会議場を別々に造るという理由は、私個人としては必要ないと思うのです。要するに基本的に会議が開かれて、記録がきちんと取れて、記録が間違いなく住民に発信される機能さえ持っていればいいのではないかと私は思っています。</p> <p>人口の問題については、2030年までの人口問題研究所の推移を使っているのですけども、建てる約60年くらいの耐用年数があるとしたら、少なくとも30年だけの統計ではなくて、北本市がいわゆるそのミニマムを含めて、どのくらいの人口が推移していくのだというものについても、もう少しきちっとしたものがあれば将来の職員数なども含めて、もう少し柔軟に庁舎の建設の計画が発想として生まれてくるのではないかとそんな風に考えていまして、そういうところ</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
矢部委員	<p>が私は十分に理解できるようなものになっていないので、それ以降のものについてはコメントのしようがないので、コメントは一切しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まったく同意見で、分析のうえにものがある、要するに造るというものがあきではなくて、何のためにというその部分が一番大事なことで、そこを練りに練り上げたものなのかどうか、今までの銀行のように本店を作ってそこから支社を作っていきやり方なのか、そんな時間をかけるよりはセブン銀行のように窓口をコンビニにどんどん作っていってしまう銀行本店がなくても十分に動き出せる有能な機能を先に作り上げていきやり方、いわゆる庁舎そのものの考え方ではなくて、地区公民館の活用というこの辺のものと非常にもとの話であって、これをいろんな議論をしてきたのかどうか、それがすごく軽い状態で勝手に話が消えてしまうのは、なぜ消えてしまうのかなということが、こういう形ではなくて、我々に人が代わった段階でこういう大切なことがでたけども消えた、理由はこうだったということが聞きたくて、次に私たちが2年間やったときに、このやり取りというものがなくて、一からの問題としてになってしまうのではないかとこのころが少し懸念するところです。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでの議論は、庁舎建設の目的の文言に対して議論をしているわけですね。そこで、工藤委員がここで求めていることは、庁舎建設の目的のもう一つ前に庁舎建設の背景というものがあって、そのこのところを踏まえた文言があって、そしてその次に目的とそういう風に理解をしましたけれども、そういうこともここで必要であると思います。目的の前に、背景という文言を入れて、計画の前提条件の部分を仕上げるということでもいいのではないのでしょうか。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の際の大前提は、建物の耐震性の問題でした。災害本部も設置できないというようなことが大前提としてありました。災害はいつ起こるかかわからず、先ほども大丈夫だろ

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
勝委員	<p>うとの話もありましたが、それについては誰もわからないのです。こういうことから、この計画は進んできているのです。他にも細かい背景もありますが、一番はそこがポイントだと私は思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 私は今の意見もわかりますが、耐震だけで議論をするのであれば、文化センターがあるのです。地震が起きたときには文化センターに本部を作るといった措置を出来ないこともない。もし庁舎がだめになったときは、文化センターのある部屋を災害対策本部にするとすることも考えられるわけです。庁舎建替えと言うのは、耐震だけではなくて工藤委員の言うような背景があって、市民のための庁舎とはどういうものなのだという事を考えておく必要があると思います。その中で耐震も行おうということが当然あってもいいと思います。
原田委員	<ul style="list-style-type: none"> 大きな要素として耐震性の問題があって議論されてきましたし、勿論、その他に利便性の問題もあり議論してきました。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の検討委員会ならばいいのですが、すでに基本構想は答申をいただいているのであって、それを前提として進めさせていただきたといと思います。
工藤委員	<p>私の提出した意見にこだわって言うわけではないのですが、皆さんの話し合いの中でも出ていますし、今まで、他にもこういう審議会に何回も出ておりますが、普通基本構想を作ったり、基本計画を作ったり、その計画全体が目指しているバックグラウンドが何なのかということを示さない計画で行ってしまえば、ほとんどそのバックグラウンドがうそを書いていることが多いのです。結果としては間違ってしまったということもありますが、それでもその時点でのデータがないと説得力がないのです。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> 工藤委員の意見につきましては、意見とし受け取らせていただきたいと思います。予定しておりました時間となりました

会議記録 (3)

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ので、これ以降の検討につきましては次回とさせていただきます。資料の全体を事前に目を通していただきまして、それについて意見をいただくということで進めさせていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 (2) その他を事務局から説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先日、この会議の開催通知とともに第 2 回委員会の議事録を送付させていただきました。内容に修正等がございましたら、このあと、事務局までご報告いただき、とりまとめをいたしまして、議長の確認、署名により議事録として整えさせていただきます。 <p>また、併せまして先日の第 4 回委員会の議事録も作成いたしました。お持ち帰りになりまして確認をいただき、次回までにご連絡をいただければと思います。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議題は全て終了いたします。御協力ありがとうございました。進行を事務局に戻します。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回第 6 回の委員会につきましては、日程を調整いたしまして、皆様にご連絡をいたします。また、第 6 回の委員会につきましてはパブリックコメントにより得られた意見等につきましてもご報告が出来ればと考えております。 ・ 本日は、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。 <p>4 閉会</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 21 年 3 月 6 日</p> <p style="margin-left: 40px;">議長 高岡輝夫</p>	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

章 節 意見欄（章ごとに意見の提出をお願いします。）

	1	第1章 計画の前提条件	補足説明	委員会意見
	1-1	1-1 新市庁舎建設の目的		
	1-2	1-2 これまでの経緯		
	1-3	1-3 現庁舎の概要		
	1-4	1-4 市の概要		
和田	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎の必要性を問う声とあるが、基本的に改築がオーソライズされているのでは。一部の既存庁舎活用や面積削減などの検討は必要だが。 		
和田	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 現状の問題点が不明確 	現庁舎の課題については、庁舎建設基本構想に掲げられているため、その内容を計画案にも掲載します。	
和田	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点（本部機能）としての必要性が重要 		
高岡	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画は、基本構想を受けて、その趣旨、課題をすべて検討し、新庁舎建設の目的から費用、完成までの全体像を策定するものである。建設するか建設しないか、建設出来るか出来ないかを判断するものである。建設する場合に次の過程は具体的作業の「基本設計」に移項するので、この基本計画で基本構想の趣旨が反映される具体的表記、記述に努める必要がある。 		
黒葛原	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設目的の中で公共施設の老朽化等が起因する大震災時における救済対策や防犯拠点施設としての機能の遅れが、その後の市民生活に多大な支障をきたしたことから、・・・この部分の多大な支障をきたした事例を教えてください。 	資料を用意します。	
黒葛原	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 最後の周辺地域との調和とありますが、・・・この周辺地域とはどこを指しているのか教えてください。 	市役所の周辺は、北本中学校、文化センターの公共施設と住宅地という環境になっています。将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」をイメージできるよう、周辺環境と一体となるような整備の考え方が必要と考えております。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設計画で制約あるいは配慮すべきことは何か？ 		
勝	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 北本市庁舎建設基本計画 → 「北本市庁舎整備基本計画」または「北本市庁舎建設・整備基本計画」とする。 		
原田	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月に基本構想の答申がされているので、その答申を出来るだけ尊重し、具体的な建設計画を立案すべきである。 		
工藤	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 前回の会議で、勝委員が指摘している、新任されたこの委員会では、「つくる」、「つくらない」、「改修」を議論し、検討することになっていたが、このことについて、至極妥当な意見である。 		
工藤	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 議会が新築を容認しているが、条件付である。このことについて配慮する必要がある。 		
工藤	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年の市民意識調査に結果についても、23%の市民が、改修を希望している以上、これに対する説明責任が求められている。 	資料として市民調査の抜粋を添付します。	
工藤	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 結論を申し上げますと、「基本構想」も、「基本計画」もそうですが、バックデータも示さず、なぜこのような構想や計画になるのか、いまだ理解不能です。基本計画の内容は、10年間につくられた基本計画と基本的には変わっていません。以下の条件設定が、具体的に数値で示されない限り、第2章以降の意見は、まったく根拠を持たない意見のための意見を述べるにとどまり危険があります。というのが私の意見です。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

工藤	1-1	<p>・(1)新市庁舎建設の目的 庁舎を新築することは、誰のために、何の目的で行うのが重要。 (案)によれば、市の将来像を実現するための拠点として、①市民自治の拠点となる市民に親しまれ、市民に開かれた庁舎とする。②将来的にも的確に対応できること。③地球環境に配慮した庁舎とすること。④周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎とすることが目標。 新築しなければならない理由は、①施設の狭隘化。②窓口業務の分散化。③老朽化による耐震上の問題(倒壊や災害時の救済対策拠点)と補修費等の維持間費の増大。④バリアフリー化。⑤情報化対策などがある。 以上が新築しなければならない理由の主なものであるが、一つひとつは現表面としては理解できるが、誰のために、何の目的で新築されるのかを上記の理由と複合的に関連付け、それが一人ひとりの市民が憲法で保障されている権利と、地方自治法で定められている住民の福祉(役務)のサービスが受けられる「場」として示される必要があるのではないか。</p>		
工藤	1-1	<p>・基本は、市民がタックス・ペイヤー(対価に対する税負担・税負担することで得られる対価)として良質の行政サービス(役務)を受けられる場所であり、拠点であるべき。俗に言う「市民に役に立つ人のいる所」とか「市民に役に立つ事が得られる所」と考えられる。市民がこれらの利益(役務)が得られるために、政策を立案し執行する事務、予算を議決し、執行を監理する議事(会議)、災害時のコントロールセンターが基本原則であり、その基本原則の上に立って、種々の理由が加味され、全体像が構築されるべきではないか。 先ず「事務」に関しては、一つは役務の提供事務(基本は窓口業務)。もう一つは一般事務(政策立案や執行管理等)になる。次に会議であるが、一つは議会の議事会議。もう一つは一般会議。市庁舎の機能は基本的にこの2点に集約される。さらに防災・災害対策のコントロールセンター機能が求める。行政の文化化=市民ホールではないはずだ。特に本市の位置は、文化センターに隣接されており、文化センターのホワイエの活用と、ホール入りロスペースの有効活用で代用される。</p>		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

工藤	1-1	<p>・役務の提供事務であるが、これまでに市民が役務の提供を受けるために、どのような役務（住民票、証明書等の発行、税金・福祉・教育の相談等）を求めてくるのか、年齢層はどうか、交通手段は何か、時間帯はといった「来訪動機」の調査と分析が重要であるが、それが行われたというデータは示されていない。にもかかわらず、市民ホールは何平米、カウンターはどのと具体論に入っている。数量の基礎は、2030年までの人口推計、2005年の人口構成比（15歳未満、15歳漢64歳、65歳以上）。自然条件（気温、降雨量、天候、風向き：2007年）と職員数、議員である。その上規模の積算根拠が、総務省自治財政局地方債通知「地方債取扱上の留意事項」の算定基準と国土交通省「新営庁舎面積算定基準」のみである。1月に視察した上里町庁舎建設と同じ発想のように見受けられる。</p>		
工藤	1-1	<p>・人口については、自然増減については、おおむね推計できるのではないか。私の推計では、55,000人前後であろうと見ている。これに社会像を加えたとしても、マックス57,000前後であろう。また、来訪動機を調査・分析すると、役務の提供のあり方も再検討する必要があるだろう。一般市民であるのか、業者関係であるのかについても調査項目に加える。証明書関係の発行や税の相談、福祉の相談であれば、地区公民館の活用が考えられるし、業者であれば基本的に、彼らはどのような条件であっても来訪する。来訪動機の調査は、庁舎建設にとって極めて重要であり、不可欠の条件設定であると考えているが。</p>		
勝	1-2	<p>・基本的には、計画案通りとするが、これまでの経緯については以下を挿入する。 「そして、以上の構想意見等を踏まえて平成20年6月から10月までの5ヶ月間に渡り、各コミュニティ委員会を始めとする市内各種団体に庁舎建設の基本計画案(配置・平面計画図等)についての説明会等を実施し、多岐に渡る意見等をいただき今日に至ったものです。」</p>		
黒葛原	1-2	<p>・現在の庁舎を見ると予算の問題も有りますが庁舎建設後定期的に、合併問題等があったにせよ、改修工事を行って置けば、今ほど悪くは成らなかったと、思います。第一庁舎等は増築（上階）出来るように成っているのに、増築しなかった理由を教えてください。</p>	<p>上階への増築の可否につきましては確認できませんでした。</p>	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	1-3	<ul style="list-style-type: none"> 借地の位置、面積は？借用期限は？ 	資料を用意します。	
野地	1-3	<ul style="list-style-type: none"> 特に福祉課、高齢介護課、保健年金課などの通路はせまく、車椅子では通りにくい。また、高齢介護課よりのドアは、階段がある為狭く、ドアの音声マイクもない為危ない。 		
野地	1-3	<ul style="list-style-type: none"> 第1庁舎市民ホールからも車椅子の利用が出来ればよいと思う。今では暮らし安全課のスロープからしか入れない。また、2階には車椅子では通行が不可能なため、エレベーターの設置を希望する。(議会なども聞けるように) 		
黒葛原	1-3	<ul style="list-style-type: none"> 現庁舎の概要について今いろいろ意見を出しても仕方がないが、敷地に対して、余りにも計画的に建物を配置して居ないのが残念です。 		
黒葛原	1-4	<ul style="list-style-type: none"> 市の概要では将来、人口減に成る予想されているにも関わらず計画案の床面積が増える点はこれから検討する必要があると思います。 		
	2	第2章 整備の方向性の検討		
	2-1	2-1 庁舎建設基本計画の位置付け		
	2-2	2-2 基本的な考え方		
	2-3	2-3 新庁舎の施設整備の考え方		
原田	2	第1章の部で記した通り、第1次の答申を尊重してよいと思う。特に問題はない。		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

勝	2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1 前段文章の変更 「庁舎建設基本計画の位置付け」→「庁舎建設・整備の基本計画の位置付け」とする。以下変更文章案 本基本計画においては、 Ⅰ 基本構想で示された新庁舎建設の方針を踏まえた現庁舎の全面建替え案 及び Ⅱ 基本構想では想定していなかった北本市と他の自治体と合併を考慮した場合における、Ⅱ 現庁舎の全面建替え案及びⅡ´ 現庁舎を一部分建替えし残る既存庁舎の耐震補強を含めた改修案の各案について、具体的な規模や機能、事業手法、事業費、課題の解決方法等、基本設計に向けた諸条件の整理・検討を行うものとする。 		
高岡	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2 1) 市民参加を考慮した展示ギャラリー等、多目的に利用できるオープンスペースとする。との記述は不要であり削除する。 新庁舎の建設計画は、財政が一層逼迫する見込みの中で進めるものであるため、建設費用及び共用後の維持管理費の削減のため、庁舎の規模を必要最小限に絞ることを原則とする。市民の文化的活動促進・支援機能は、同じ構内に文化センターが設置されており、新庁舎には設置しない。なお、汎用性ある行政目的のフリースペースを設置し、平時は選挙、確定申告、国勢調査等の事務に、また、区長、民生委員等の行政と協働活動に、そして非常時にはそれに対処する業務の場に供する。 	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
高岡	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ④に職員休憩室を加える。トイレ（p13）は削除する。 	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
高岡	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2 2) ③駐車場は、来客用として100台程度、・・・確保する。（p13）としているが、小さいのもっと大きくする。現状（146+30）でも満車となる場合がある。新庁舎では文化センターの駐車場機能も併せ持たせるのであるから、最小でも現状プラス数十台の規模とする。例えば200台。 	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目3-2により検討します。	
勝	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2 各案共通の基本的考え方(Ⅰ案・Ⅱ案共通) 基本的には諮問案どおりとするが、市民ホールのあり方については一部見直しを行う。以下に記述 「協働の推進のための交流スペース、情報を共有するための行政情報コーナー、及び市内産業等の特産品の紹介スペースを確保する。なお、展示ギャラリー等のオープンスペースにあっては、基本的には隣接する文化センターの当該スペースを当て、補完的な役割を果たすスペースを確保するものとする。」 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	2-2	<p>・ 2-2 3) PFIの活用検討 (p14) 「…検討」の記述は不適当 このように課題や未決定事項が多く、基本構想の課題の検討が不十分なままでは「計画」と認められない。とりわけ建設資金計画はこの新庁舎建設計画の重大要件であり、これが未検討のままでは基本計画が成り立たない。 なお、PFIについては、民間企業へ市民の財産である庁舎用地を長期かつ独占的に建物の建設と賃貸借を付与し、建設費用に利息を加えて、市庁舎として長期に賃借することを約束するものである。実施する民間企業には、小資金、低リスクの安全で安定的な事業である。一方、市にとっては、建物の増改築等が制約されるばかりでなく、企業の倒産等による市庁舎を使用できない事態が発生するリスクを負うもある。特別な条件下の場合を除けば、検討の対象外とするものである。</p>	<p>2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目6-2により検討します。</p>	
黒葛原	2-2	<p>・ 基本的な考え方の5、<u>周辺地域</u>は 何を指しているのか。</p>	<p>市役所の周辺は、北本中学校、文化センターの公共施設と住宅地という環境になっています。将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」をイメージできるよう、周辺環境と一体となるような整備の考え方が必要と考えております。</p>	
黒葛原	2-2	<p>①市民ホールについては余り大きいスペースはいらないと思う。理由は市民の交流スペースとか多目的オープンスペースとかは近くの文化センター、学習センター、コミュニティセンター、勤労福祉センター及び各地区の公民館や、今後少子化で空いて来る学校等の利用を考えれば、余り大きくする事はないと思う。行政情報コーナーとか、市の特産物の展示スペースとか、受付(案内スペース)等は必要と思います。</p>	<p>2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。</p>	
黒葛原	2-2	<p>③議会部門は大変失礼かと思いますが1年を通じて、常時使用していませんので、出来るだけ費用をかけない検討が必要と思います。視察した、上里町、本庄市も使用されていない室が有り又大きさも無駄が多かった。</p>	<p>2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。</p>	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	2-2		1、議場は将来支所等に成った場合に多目的室等に対応出来るように床フラットにし、議長席等はその上に段差を付ける等にする。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
黒葛原	2-2		2、全員協議会室は造らない。大会議室を全員協議会が有る時にはパーティションで仕切り協議会室として使用する。その為に全員協議会用のテーブル、イスは固定式としない。近くに倉庫を配置し、会議の有る時に出して使用する。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
黒葛原	2-2		3、議員控え室余り大きくしない様にして欲しい。(上里町、本庄市も高級ホテルのロビー並み)	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
黒葛原	2-2		4、他の室や施設も基本計画に書かれているように、市民が身近に感じられるような、設備、機能にして欲しい。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
黒葛原	2-2		5、他は基本図が出来た時点で、話をしたい。		
黒葛原	2-2		④管理部門、厚生部門については今回市庁舎を見せて貰いましたが、狭い室もありましたが(適正な室も有った)民間から言わせて貰えば決して狭いと言えない。ただ何棟にも分かれているので市民からすればもう少し整理されたほうがわかり易い。福利厚生施設は何を指しているのか、教えて欲しい。	福利厚生部門は、休憩室、保健室、教養娯楽室、組合事務所、喫煙スペースとしています。	
黒葛原	2-2		⑤その他の障害者、高齢者対策は特に力を入れて欲しい。庁舎の文化化はどうゆう事が教えて欲しい。	行政の係わる地域づくりへの多角的なチャンネルを通じた文化的視点の投入、行政運営の民主化・内部革新等とされています。	
黒葛原	2-2		2 外部空間に対する考え方 ①広場の空間の確保とあるが、一般市民からすれば、先ほど書いたようにいろんなセンターが有り、いろいろな催しを市庁舎周りでやらなくても良いのでは無いかと考えます。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	2-2		②緑地、③駐車場・駐輪場のスペースはしっかり確保して欲しい。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目2-3により検討します。	
黒葛原	2-2		新庁舎建設の課題 1 土地の利用課題 この件については市役所で検討してほしい。用途地区等についてはよく分からない。		
黒葛原	2-2		2、建設費の検討については3章以後の検討しないと出ない。		
黒葛原	2-2		3、P F I の活用検討とあるが今までの話し合いからすると従来手法に絞り込んで検討で良くないか。	2-2の項目については、庁舎基本構想に掲げられた項目のため、変更はせず、その後の項目6-2により検討します。	
和田	2-3		・ 全体に細かい内容の記述が多すぎるのでは。		
矢部	2-3	2	・ 低層部、上層部（3～4階）とあるが、3階、4階と明示してあるともう4層なのか、とのプラン構築ができていないのか、との印象になるのではないかと。階数の明記は必要ないのではないかと。		
矢部	2-3	6	・ グリーン庁舎の推進の部分、～～を目指すことが求められる。とする。		
矢部	2-3	6	・ 具体的な4層の図、国土交通省のイメージ図はいらぬのではないかと。このイメージが固定化されるのが心配である。		
矢部	2-3	6	・ この段階で4層というイメージを持たないほうがよいのではないかと。		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

工藤	2-3		<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務に関しては、執務の衛生問題や機能性の問題が考えられる。情報インフラ整備は重要であり、事務の総合調整が図れる配置、効率的な事務監理ができる機能性を重要視した基本方針が必要である。窓口業務との連携も視野に入れる必要がある。 		
高岡	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2 1) 市民参加を考慮した展示ギャラリー等、多目的に利用できるオープンスペースとする。との記述は不要であり削除する。 新庁舎の建設計画は、財政が一層逼迫する見込みの中で進めるものであるため、建設費用及び共用後の維持管理費の削減のため、庁舎の規模を必要最小限に絞ることを原則とする。市民の文化的活動促進・支援機能は、同じ構内に文化センターが設置されており、新庁舎には設置しない。なお、汎用性ある行政目的のフリースペースを設置し、平時は選挙、確定申告、国勢調査等の事務に、また、区長、民生委員等の行政と協働活動に、そして非常時にはそれに対処する業務の場に供する。 	再掲	
高岡	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3 2) 市民の自主的、自発的な取組み推進の場として、…オープンスペースとしての市民ホールを設ける。(p15) この項は削除する。 		
高岡	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3 (2) 低層部分、上層部分に配置する部署の考え方 (p16)、上層部分(3~4階)の次に議会部門を加える。新庁舎に議会部門が入ることを明示する。 		
高岡	2-3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3 (3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (p16) (1) …来訪者ととも職員を含めた様々な人々の利用に…下線部分を加える。 		
高岡	2-3	3	<ul style="list-style-type: none"> (2) 駐車場 2.5m以上の幅員を確保とする。 		
高岡	2-3	3	<ul style="list-style-type: none"> (3) 敷地内通路①段差のない設計→平坦な設計へ(スロープも使わない。) 		
高岡	2-3	3	<ul style="list-style-type: none"> ②歩行者と自動車との交差を出来るだけでなく設計の文言を加える。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	2-3	3	(4) 建物内全部 車椅子利用者同士が往来できるゆとりある廊下等の設計とする。		
高岡	2-3	3	(5) エレベーター ①複数台設置を加える。 上層階での多人数の催し並びに故障、定期点検等に対応のため。		
高岡	2-3	3	②停電・地震時最寄階停止装置の設置 を加える。なお、エスカレーターは設置しない。来訪の多くは健常で低層階を訪れるので階段を使用できる。安全管理、維持管理費用の節減のために設置しない。		
高岡	2-3	3	③④車椅子利用者や視覚障害者対応の仕様 →障害者対応に改める。障害者には肢体不自由者や視覚障害者のほか、聴覚・発声障害者、内部機能障害者や知的障害者がある。		
高岡	2-3	3	(6) トイレ (p17) (多目的トイレを)各階に設置する。を加える。状況に応じ一箇所複数設置する。		
高岡	2-3	4	・ 2-3 4 3) 福利厚生施設の設置 休憩(食事のできる)スペースを加える。窓口担当職員が自席で明かりを落として持参の昼食を取る現状を解消する。		
高岡	2-3	5	・ 2-3 (5) (P18) 将来、合併による一定数範囲内の議員定数の増加に対応できる議場、議員控え室等を設置する。また、合併により議会部門が不用になった場合には、行政部門用に転換できる構造とする。ことを記述する。合併については、市民が決めることであるが、現在、その有無、時期、形態等の全てが不明である。しかし、現市庁舎の老朽化、狭隘化等から新庁舎建設が緊急に必要であるため、合併の見通しのないまま庁舎建設を進めることを考慮した次善の策である。 第4庁舎を継続使用して新庁舎規模の増加を抑制する。合併が決まり、議会の庁舎内の存否が定まった場合、または第4庁舎が使用に耐えられなくなった場合には、有効・適切な更新策を検討する。		
高岡	2-3	1	・ 電気・機械・防災設備のうち無停電電源装置はどのようなものか。	無停電電源装置 (UPS) とは、停電・瞬停時に常時貯蔵してあった電力を使用し復電まで一定電力を供給するための装置です。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	2-3	4	<ul style="list-style-type: none"> 特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、ICカード等による入出の管理を行うとあるが、特に高いセキュリティが必要な情報、事業は何か。市町村でICカードを採用している例があるか。設置費用および運用費用の総額はいくらか。 	住民基本台帳などを管理するサーバー室などが該当します。現在は静脈認証システムにより管理しています。	
高岡	2-3	4	<ul style="list-style-type: none"> ④に職員休憩室を加える。トイレ(p13)は削除する。 	再掲	
勝	2-3		<ul style="list-style-type: none"> 2-3 庁舎の施設整備の考え方 I案は基本的に諮問案通りとする。以下II案について記す。 「近い将来に近隣市町との合併を想定し、主要な庁舎施設を2棟とし、その内の1棟(A棟)は、合併後においても有効に使用可能な規模及び施設内容を備えたものとする。また、他の1棟(B)は合併後は撤去することを前提に、A棟に収容しきれない事務・議会スペース及びその付属機能を備えた規模とする。 		
勝	2-3	1	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点としての庁舎 具体的には諮問案に沿ったものとするが、B棟にあっては使用期間を15年程度と想定しての諸設備を考慮する」旨の文言の追記を行う。 		
勝	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> 市民に開かれたわかりやすい庁舎 具体的には諮問案を踏まえたものとするが、次の事項については見直しを行うものとする。 I・II案共 市民ホールについては、基本的には必要最小現に抑えるものとする。特に展示ギャラリー等は、隣接する文化センターが既にその役割を担っていることを考慮したスペース規模等を設定する。また、市民との協働・交流や活動のスペースにあっては、利用時間等が庁舎機能と必ずしも一致しないこと、及び活動場所等は個室が必要なことから、こうした事象を考慮した配置・規模等を設定する。 		
勝	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> II案のみ A棟に配置を要する部署等 現庁舎のうち、第1、2庁舎に配置されている部署等で(議会スペースは除く)構成される規模とし、2層から3層程度の建物とする。 		
勝	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> II案のみ B棟に配置を要する部署等 現庁舎の内、議会スペース及び第3、第4庁舎に配置されている部署等で構成される規模とし、2~3層程度の建物とする。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

勝	2-3	2	<ul style="list-style-type: none"> 安全やプライバシーの面から閉鎖的な → 安全やプライバシーの確保された 		
勝	2-3	5	<ul style="list-style-type: none"> 市民に開かれた庁舎 II案のみ 基本的に諮問案を踏まえたものとするが、合併後には不用となることから、そのことを踏まえて諸機能・設備等を配慮する。 		
勝	2-3	6	<ul style="list-style-type: none"> グリーン庁舎の推進 II案のみ 諮問案を踏まえたものとするが、B棟にあっては、合併後には撤去される建物であることを踏まえて諸設備の導入について配慮する。 		
勝	2-3	8	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎の庁舎寿命化の実現 II案のみ B棟については15年程度の使用に耐えるものとして配慮する。 		
勝	2-3	8	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の視点からは、毎年度支出が予想される諸費用が必要最小限度とする工夫を行うこと。(ex 建物は出来得るかぎり低層階に抑えること(空調・電気設備等の人件費の維持費削減につなげる。エレベーターの台数、1基ないし2基程度とする。) 	調査します。	
黒葛原	2-3		<p>2-3 新庁舎の施設整備の考え方 (1) 防災拠点としての庁舎 この部分についてはもう少し庁舎内の災害本部から一般市民まで災害情報等がどう流れるのか教えて欲しい。それによって機能等の話合いが出来ると思っています。[具体例の①建築、②設備等も上記の話が分かれば理解出来ると思えます。③スペースの確保は市役所だけに集中するのではなく、各地区に色々なセンターや公民館、学校等に物資によっては、分散して備蓄した方がよい。災害が起きた時に市役所にたどりつけない、逆に市役所から災害現地にたどりつけない場合も有る。(阪神大災害を見に行きましたから災害時の状況は多少は理解して居るつもりです。)</p>	詳細については、地域防災計画に位置付けられております。参考資料を添付。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	2-3		(2) 市民に開かれた分かりやすい庁舎 市役所は行政の拠点ですので、他で出来る市民交流とか市民活動とかは前にも書きましたように、北本にはいろいろな公共施設が有りますのでこれを広報等で利用する様教宣する事により、多くの市民ももっと利用すると思います。具体的には基本図が出来てから話に参加させて貰いたいと思います。		
黒葛原	2-3	3	①市民ホールについては余り大きいスペースはいらなと思う。理由は市民の交流スペースとか多目的オープンスペースとかは近くの文化センター、学習センター、コミュニティセンター、勤労福祉センター及び各地区の公民館や、今後少子化で空いて来る学校等の利用を考えれば、余り大きくする事はないと思う。行政情報コーナーとか、市の特産物の展示スペースとか、受付(案内スペース)等は必要と思います。	再掲	
黒葛原	2-3		(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ここは庁舎の顔であるような施設にして欲しい。基本図が出来た時点で話をさせて欲しい。		
黒葛原	2-3		(4) 効率的で働きやすい庁舎機能 1) 執務、会議室 ①～⑥の内容は結構ですが、現在使用している機器や備品は使える物は利用して下さい。すべて新しい物に成らない様をお願い致します。		
黒葛原	2-3		2) セキュリティこれについては個人情報等も含めしっかり確保してほしい。		
黒葛原	2-3		3) 福利厚生施設設置 この施設は一般会社(大手1%有る)を考えると市民から考えると少し疑問を感じる。今まではどうか、教えて欲しい。(あまり表に出して配慮とか配置とか出さない方が良くないか)	現状、休憩室は無い。昼食時のみ研修室、警備員室を利用。保健室は第4庁舎に設置。	
黒葛原	2-3		(5) 市民に開かれた議会機能 1、図書室が必要か、管理・厚生部門にも図書室を考えていますが、図書の専門性はあるが一か所に集められないか。他の市も有るかで無く、本当に必要か。(近くの文化センターにも有る)少しでも床面積を減らすためです。	1 図書室は地方自治法において設置が必要となります。基本構想では、行政部門との相互利用に配慮するとされています。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	2-3		③議会部門は大変失礼かと思いますが1年を通じて、常時使用していませんので、出来るだけ費用をかけない検討が必要と思います。視察した、上里町、本庄市も使用されていない室が有り又大きさも無駄が多かった。	再掲	
黒葛原	2-3		1、議場は将来支所等に成った場合に多目的室等に対応出来るように床フラットにし、議長席等はその上に段差を付ける等にする。	再掲	
黒葛原	2-3		2、全員協議会室は造らない。大会議室を全員協議会が有る時にはパーティションで仕切り協議会室として使用する。その為に全員協議会用のテーブル、イスは固定式としない。近くに倉庫を配置し、会議の有る時に出して使用する。	再掲	
黒葛原	2-3		3、議員控え室余り大きくしない様にして欲しい。(上里町、本庄市も高級ホテルのロビー並み)	再掲	
工藤	2-3		・議会及び会議であるが、これからの議会は、議事機関として言論中心となる事が先進事例でも示され始めた。これまでのような執行部と議会が質疑応答する議場から、議員同士の議論・討論型への議場が必要になる。また、本会議と委員会、全員協議会を1ヶ所でできることが施設効率の合理的活用と考えられる。議会の会議室は、記録・録音装置、映像配信装置、音声配信装置が重要である。議員控え室は、政策立案・調査活動、市民との連携といったことが適切に行われるようにしたい。傍聴席は、本会議室、委員会室にとっても最重要設備であるべき。		
黒葛原	2-3		(6) グリーン庁舎の推進 イメージ的には分かりますが今後の基本図が出来た時点で話に入らせて、貰いたい。自然採光、太陽エネルギー、トイレ等の節水型機器の設置等はぜひ、設置して貰いたい。		
黒葛原	2-3		(7) 外構の整備の方向性 ①緑化の推進は庁舎に対して、緑地帯と駐車場との関連の調和を良く考えて基本図を作成してほしい。		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	2-3	2外部空間に対する考え方 ①広場の空間の確保とあるが、一般市民からすれば、先ほど書いたようにいろんなセンターが有り、いろいろな催しを市庁舎周りでやらなくても良いのでは無いかと考えます。	再掲	
黒葛原	2-3	②緑地、③駐車場・駐輪場のスペースはしっかり確保して欲しい。	再掲	
黒葛原	2-3	②市民広場前に書いたように、催し物等を開催する広場はいらぬ。他の公共施設で出来ますので。		
黒葛原	2-3	(8) 新庁舎の長寿化の実現 何年持つ建物を考えて建てるのかを知りたい。	法廷耐用年数鉄筋コンクリート造で50年 鉄骨造で22-38年 超寿命化の指針としては60年	
黒葛原	2-3	今後の維持管理費をどこまで抑えた建物に成るか、皆さんと考えて行きたい。		
	3	第3章 新庁舎の規模の検討		
	3-1	3-1 規模設定の前提条件		
	3-2	3-2 施設規模		
和田	3-1	・ 基本計画では上限を示すものとなろうが、種々の検討により、基本設計時に不要部分の削減を検討されたい。		
勝	3-1	・ 規模設定の前提条件 I、II案ともに諮問案通りとするが、II案については合併後の予想される職員数及び合併後において、今回建設される庁舎を市民がどのように利用するかについて、先進事例を踏まえて考察した事項を追記する。		
黒葛原	3-1	3-1 規模の設定の前提条件 (1) 計画人口71000人は将来もつと減ると考えても良くないか。	人口の減少は予測されていますが、今後のまちづくりの努力を前提に、少なくとも現状維持を目標とされています。	
黒葛原	3-1	(2) 新庁舎に配置する職員数も将来はIT化等を考えると減少出来るのでは無いか。		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

黒葛原	3-1		(3) 議員数は将来合併等にもよるので現在は20人で良くないか。		
黒葛原	3-1		(4) 組織は将来の予測は困難ですので、現時点の組織構成想定で良いと思います。		
高岡	3-2	1	・ 3-2 (1) 新庁舎の想定規模(P25) 既存の第4庁舎(900㎡)を含むを加える。第4庁舎を除いた新庁舎は8,000㎡程で、現庁舎の1.5倍ほどになるので、狭隘の解消を図れる規模と考慮する。		
高岡	3-2	2	・ 3-2 (2) 1) ②職員パーキング用駐車場は原則として別敷地とするが、…(P25)→原則として別敷地とする。とする。(以下削除)基本計画に記述の必要がない。		
高岡	3-2	2	③来庁舎用 100台程度 台数計 150台~160台程度 → 来庁舎用 150台~200台程度 台数計 200台~250台程度とする。 来庁舎用に文化センター来館者用の数を加える必要がある。		
和田	3-2	2	・ 敷地内や周辺の歩車分離を明確に。	特別用途地区指定における検討事項となっており、今後調整する項目となっています。	
高岡	2-2		・ 2-2 2) ③駐車場は、来客用として100台程度、・・・確保する。(p13)としているが、小さいのでもっと大きくする。現状(146+30)でも満車となる場合がある。新庁舎では文化センターの駐車場機能も併せ持たせるのであるから、最小でも現状プラス数十台の規模とする。例えば200台。	再掲	
和田	3-2	2	・ いたずらに駐車場を確保するのではなく、自動車利用の抑制策を。		
矢部	3-2		・ 8,500㎡程度はあくまでも目安ということを強調してほしい。		
矢部	3-2		・ 従来の5,725㎡との比較を行うこと。	比較表を作成します。	

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

矢部	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 設計規模、設計内容では機能の密度化、プラン内容、フレキシブル性、収納スペースの壁面化などで、これは従来データで参考程度とすべき。 		
高岡	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎の活用について、詳しい説明を。既存庁舎で引き続き使用可能なものはどれか。 	第3庁舎 築後30年経過 第4庁舎 築後11年 鉄骨造耐用年数約35年とすると 第4庁舎は適正な管理をしながら、活用可能と考えられる。	
高岡	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 第4庁舎は、躯体、設備等の耐用年数をあと何年間と見込んでいるか。 	同上	
勝	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 I、II案とも基本的に諮問案通りとするがI案、II案とも、下記事項を踏まえて見直しを行う。 現庁舎規模(5,500㎡)と新庁舎規模(9,000㎡)との比較表を作成する。また、床面積は一般的には高層階になるにしたがいコア部分やトイレ等の各階には必ず必要なスペースが嵩むことから、2階建て程度の床面積に比較し、多くなる。従って、床面積を縮小する一つの視点として、低層階にすることも考慮する。(なお、このことにより駐車スペースの確保が難しくなることが予想される。この場合は、敷地高低差を上手に利用しての2層式(自走式)駐車場の設置についても考慮する。これらのことを踏まえて全体想定規模を7,500㎡程度とする。(現在の庁舎面積の3割り増し) 		
勝	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 市民ホール、多目的室の各700㎡を二つ合わせて1,000㎡程度とする。 		
勝	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 設備関係室の面積991.0㎡を見直す。見直しの視点＝空調設備については集中方式とせず、現在庁舎設備と同様方式として計画することにより縮減を図る。 	調査・比較を行います。	
勝	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想では、執務スペースの不足は322㎡と記されているが、計画案では約200㎡多くなっている？ 	比較表を作成しました。 H13年度調査では、一人当たり執務スペースを6㎡と想定。総務省の基準ではトイレや機械室なども含めたものとなっているなど算定基準の面積が、それぞれ違うため単純な比較は出来ません。	
原田	3-2	<ul style="list-style-type: none"> 3-1における前提条件を基本として試算された面積9,000㎡を上限とする設計が良いと思う。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

野地	3-2		<ul style="list-style-type: none"> 身障者スペースは、いつも大型ゴミ、ゴミの持込の方が駐車しているため停めにくいと思う。みどり環境課の場所を考えるか、身障者スペースの駐車場の位置をわかりやすく配置する。 		
黒葛原	3-2		<p>(1) 庁舎の全体規模 地方債、国土交通省の両方の算定基準より想定して8500㎡としています。1、将来の人口減 2、第2章の中で述べた市民ホール縮小、管理部門、厚生部門の整理、議会関連の縮小減。500㎡減(国土交通省採用少し多めに採用) 3、現在の第4庁舎(まだ新しいので)残す。約900㎡減よって8500-1400=7100㎡位(第4庁舎を残す)案です。</p>		
黒葛原	3-2		<p>(2) 駐車場の規模等の検討 1) 駐車場 新庁舎を現在地に建設と成れば、庁舎に来るのはほとんど車に成りますので、駐車場はしっかり確保してほしい。また文化センターとの共同使用も考えて欲しい。又障害者への配慮も考えて計画してほしい。 2) 駐輪場 現状の計画で良いと思います。</p>		
	4		第4章 配置計画等の検討		
	4-1		4-1 土地利用計画の検討		
	4-2		4-2 配置計画の検討		
	4-3		4-3 平面計画の検討		
	4-4		4-4 仮設庁舎の検討		
高岡	4-1	2	<ul style="list-style-type: none"> 4-1 (2) 道路整備の方針 ○ 北側道路(市道6362号線)幅員14M(両側歩道の整備)(P28)→北側道路(市道6362号線)廃止にする。に改める。 市役所敷地と文化センター敷地を一体にする。 市役所敷地と文化センター敷地の一体利用を図る。また、構内で歩行者と自動車の交差を少なくする。なお、文化センター構内北側の自動車通路は整備して存続する。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	4-1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎敷地東側および南側の歩道分は、幅員4Mとする。 		
高岡	4-1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センターの現在の用途地域の指定の状況は。 	第2種中高層専用地域で、庁舎敷地と同様です。なお、文化センターは、建築基準法48条ただし書き許可により建設されています。	
高岡	4-1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道6362号線を廃止して文化センターと市役所の敷地が一体になった場合の市役所敷地の用途指定はどうなるか。自動的に変わらないのか。 	用途地域は敷地単位の指定ではないため、用途は変わりません。また、建物用途が異なるため敷地は別々になります。	
矢部	4-2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定事項の各案の説明があるが、あくまでも例としての3案です。この他にもいろいろな計画(プラン)を想定しながら進めていく方向です。とし、(3)配置計画素案でC案がよい。という印象にしくなくても良いのではないか(表現が強く、決定している印象にとられやすい) 		
勝	4-2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画案の検討 II案については、基本的に諮問案の通りとするが下記事項については見直しを行う。 ・ 建物 建物階層 A棟=2階程度とする(一部3階を考慮する) B棟=同上 		
原田	4-2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画は、A案に賛成。理由、1. 駐車場が庁舎の前後となるが、文化センターとの利用面でよい。2. 周辺への日照権等よりみて支障が少ない。 		
野地	4-2		<ul style="list-style-type: none"> ・ C案がよいと思います。 		
	5		第5章 事業費及び財源の検討		
	5-1		5-1 建設費用		
	5-2		5-2 財源		
	5-3		5-3 維持管理費等の検討		
勝	5-1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎建設基金(25億円)以内を目指すものの、万が一超過しても2億円程度とする。(7,500㎡×350,000円/㎡=26億円) 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

原田	5-1		<ul style="list-style-type: none"> 建設費用 新庁舎建設費用 25億円 解体、仮設費用は今後更に検討を加え費用の縮減を計る。 		
和田	5-2		<ul style="list-style-type: none"> 本体工事の中には、設備、備品、家具集納品なども入っているのですか。 	現在の想定では、各種設備は含み。収納、備品は含まれておりません。	
原田	5-2		<ul style="list-style-type: none"> 財源 リース方式も検討に値する。今後の金利の推移を見る必要がある。 		
勝	5-2		<ul style="list-style-type: none"> 財源 基本的には諮問案を踏まえて、Ⅱ案についても検討する 		
和田	5-3		<ul style="list-style-type: none"> イニシャルコストだけにとらわれず、将来のメンテナンス費用も含めた検討を望んでいる。 		
勝	5-3		<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の検討 基本的には、諮問案通りとするが総括分の中に、次の事項を挿入する。 「空調設備等の運転方式」参考＝集中方式又は個別方式 → 機械維持管理要員の配置の要否の有無 	調査します。	
原田	5-3		<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費 太陽光発電は是非導入したほうが良い。太陽光発電の技術もかなり進歩しエネルギー転換率が向上していると思う。 		
	6		第6章 市民意見の反映		
	6-1		6-1 複合施設の検討		
	6-2		6-2 事業費縮減の検討		
原田	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 保育所併設の案は消えているが、そのほうが良い検討するべきではない。 		
原田	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 児童館の設置は是非検討の要あり、ただし、各小学校で放課後子ども教室の活動が実施されればその必要はない。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

原田	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 市民の交流施設としてのスペースはあったほうが良い。 		
矢部	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 「引き続き検討を行う項目」の①～④は内容は個人的には削除、要望を多方面から取り入れていくと団体、法人など規模により収拾がつかづらいつらいのではないか。第6の市民意見の反映でよいのではないか。 		
高岡	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 6-1 複合施設の検討(P38) 削除が望ましい。新庁舎と複合化することが適当なものはない。 		
高岡	6-1		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターも、複合あるいは併設には市庁舎でなく保育所等が望ましい。 		
和田	6-2		<ul style="list-style-type: none"> 庁舎のPFIはほとんど例がないのでは。 	市町村の庁舎における事例は1件と聞いています。	
和田	6-2		<ul style="list-style-type: none"> 既に基金があることから通常方式が有利ではないか。ただし、工事発注にDB方式の採用は考えられる。 	「デザインビルト(DB)方式」(事業者が発注者から設計と施工の両方を一括して請け負う方式)	
矢部	6-2		<ul style="list-style-type: none"> この項目は、非常に重要課題となりますので書体を変えるか文字の大きさを替え、市民の印象としてもアイデアと努力をしているということを強調すべき。 		
原田	6-2		<ul style="list-style-type: none"> PFI方式は難しいと思われる。リース方式は検討の必要あり。 		
原田	6-2		<ul style="list-style-type: none"> 事業費縮減について 解体、仮設庁舎建設、新庁舎建設を同一業者にするのかどうか(勿論入札) 		
野地	6-2		<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働により市民から親しまれる庁舎づくりはとてもよいことだと思う。また、この財政が厳しい時に事業費削減はとてもよいことだと思う。 		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

高岡	6-2	<ul style="list-style-type: none"> 2-2 3) PFIの活用検討 (p14) 「…検討」の記述は不適当 <p>このように課題や未決定事項が多く、基本構想の課題の検討が不十分なままでは「計画」と認められない。とりわけ建設資金計画はこの新庁舎建設計画の重大要件であり、これが未検討のままでは基本計画が成り立たない。</p> <p>なお、PFIについては、民間企業へ市民の財産である庁舎用地を長期かつ独占的に建物の建設と賃貸借を付与し、建設費用に利息を加えて、市庁舎として長期に賃借することを約束するものである。実施する民間企業には、小資金、低リスクの安全で安定的な事業である。一方、市にとっては、建物の増改築等が制約されるばかりでなく、企業の倒産等による市庁舎を使用できない事態が発生するリスクを負うもある。特別な条件下の場合を除けば、検討の対象外とするものである。</p>	再掲	
黒葛原	6-2	<p>3、PFIの活用検討とあるが今までの話し合いからすると従来手法に絞り込んで検討で良くないか。</p>	再掲	
	7	第7章今後の検討に向けて		
	7-1	7-1 今後のスケジュール		
	7-2	7-2 今後の課題・検討事項		
和田	7-1	<ul style="list-style-type: none"> DB方式を採用する場合は、22年度に実施設計+工事の発注。 		
勝	7-1	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール案については、市民参画を踏まえての作業になることから、基本計画、基本設計の諮問案での提示期間では短いと考えます。約半年間の延長が必要と予想されます。従って、市制40周年「平成23年度」着工については固執しないことです。 		
原田	7-1	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール案に基本的には賛成。出来たら23年度(市制40周年)中に完成を目指す。24年早々に開庁。 		
		その他ご意見		

庁舎建設基本計画(案)に対する委員意見取りまとめ

和田		<ul style="list-style-type: none"> 基本計画は、後に続く基本設計の与条件を決定するものである。此が曖昧なままでは、基本設計はできない。何をしたいのか、どんなものを造りたいのかを明確にすべきである。 		
和田		<ul style="list-style-type: none"> 実際に使う立場の職員などの希望・意見は計画案に反映されているのか。 	市民説明会に併せて意見を聴取しています。また、H21年度に部会の設置を予定しています。	
原田		<ul style="list-style-type: none"> 広く市民に親しまれ利用しやすい施設が望ましい。ただし、耐震性等は十分考慮し市民に安心を与えること。 		
工藤		<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎建設基本計画(案)は、目的と目標、及び規模・配置、機能を確定するための基礎データが示されておらず、以前20世紀の公共事業の域を脱していない。市制施行40周年記念事業にこだわることなく、マーケティングの手法や民間の経営感覚をもとり入れ、適正・的確な判断できる材料を委員会に提供することが最大の意見として申し上げる。 		

既存の庁舎の活用の検討

既存の庁舎の活用としては、これまでに耐震診断に基づく改修の検討や、増築等による執務スペース不足の解消などの検討が行われてきましたが、事務スペースが分断されることや費用対効果が得られにくいなど点から、最終的には新庁舎の建設にゆだねると判断され、改修が実施されていない状況にあります。

ここでは、改めて現庁舎の耐震性能や課題への対応について検討を行い、既存の庁舎の活用の可能性について検討を行います。

(1) 既存庁舎の耐震性能等

既存の庁舎については、平成 12 年に建物診断調査（耐震診断、建築・設備劣化診断）を実施し、改修に関する検討を行っている。

以下に調査報告の概要を示す。

□ 建物診断調査報告概要（平成 12 年 12 月実施）

1) 耐震診断結果（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による診断）

建物名称	調査結果
第 1 庁舎平屋※ 1	大地震時に倒壊または崩壊する危険性がある。 I s 値※ 2 東西方向=0.73 南北方向=0.59
第 1 庁舎 2 階建部分 ※ 1	大地震時に倒壊または崩壊する危険性がある。 I s 値 東西方向=0.34 南北方向=0.70
第 2 庁舎	大地震時に倒壊または崩壊する危険性がある。 I s 値 東西方向=0.50 南北方向=0.37
第 3 庁舎	大地震時に倒壊または崩壊する危険性は低い。 I s 値 東西方向=1.02 南北方向=1.06

※ 1 第 1 庁舎は平屋部分と 2 階部分とは、構造的に分かれているため 2 棟に分けて診断を実施

※ 2 構造耐震指標の I s とは建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を数値化したもの。

I s に対応する耐震性能を下記のように判断します。値が大きいほど耐震性能が高いことを表します。

Isの値 耐震性能

0.3 未満	大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3 以上0.6 未満	大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.6 以上	大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

大地震動に対して施設が持つべき耐震安全性の目標。

災害対策の拠点施設や、多数の者が利用する施設等の安全性確保が特に必要な施設については、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせるためこれよりも高い数値を持たせることとされており、0.75 (0.6 ×1.25) 以上の耐震性能を確保することが求められている。

2) 建築・設備劣化診断結果

総合的所見

- ・ 調査において各所に不具合箇所が見られた。
- ・ 今後時間の経過とともに劣化が顕在化してくることは必然であり、定期的な点検を行って補修、改修を施し安全で快適な建築維持に努めることが望まれる。
- ・ 第1庁舎においては経年劣化が著しいため今後防災拠点として機能し長期的利用という観点からも耐震補強設計を行い、耐震補強を施して全面改修が必要になる。なお、工事に際し仮庁舎が必要となる。
- ・ 相対的な判断から既存の建物に耐震補強を行い内外装全面改修を行い使用するより、新庁舎建設計画へ向けての志向が有効と思われる。

3) 現庁舎改修に要する費用（調査報告書抜粋）

以下に庁舎改修（耐震改修、設備改修）における概算工事費を示す。

□概算工事費

単位：千円

工事種別		金額
第 1 庁舎	建築工事※1	102,240
	耐震補強工事	49,500
第 2 庁舎	建築工事	111,052
	耐震補強工事	103,000
第 3 庁舎	建築工事	10,650
衛生設備工事		31,100
電気設備工事		59,530
仮設庁舎工事		160,000
諸経費等		188,122
合 計		815,194

※1 建築工事 外壁改修、建具改修、屋根防水工事、内装改修等をいう

※2 空調設備工事は、平成 17 年度に改修を実施している。

(2) 改修による課題への対応

上記の資料をもとに、耐震改修を実施した場合の現庁舎の課題と照らし合わせ検討を行う。

□ 庁舎建設基本構想における課題への対応

課題（庁舎建設基本構想より）	改修（耐震改修及び設備全面改修）※1
①建物の耐震性能の問題	耐震改修により対応可能であるが、部分的な工事では建物の危険性は、あまり現状と変わらないとの専門家の意見もある。 なお、耐震補強の場合、大規模地震に対して人命の危害をおよぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としているため、倒壊は免れても建物の機能や安全性が損なわれている可能性があり、防災拠点施設の機能を担うことができないことも考えられる。
②市民サービスへの影響	改善されない。または、現状より悪くなる。 耐震性向上のための補強ブレースが執務室や窓口部分を分断し、適切な執務スペースや収納スペースの確保が難しくなることや、執務室の配置に制限が出てくる。
③建物・設備の老朽化	全面改修により対応可能。 ただし、建物自体の耐用年数は変わらない。
④高度情報化対策	全面改修により対応可能。 ただし、フリーアクセスフロアなどの対応は難しいと考えられ、一部露出方式による対応となる。
⑤バリアフリー対策	構造上建物全体のバリアフリー化は難しい。基準確保のための執務スペースの縮小などの弊害も考えられる。 エレベーターの設置は増築等により可能であるが、すべての庁舎への対応は複数の設置が必要であり現実的ではない。
⑥アスベスト対策	封じ込め又は撤去による対応が可能 第2庁舎天井裏にもアスベストが使われており、設備の改修等を考えると全面除去での対応が必要となり、工期等への影響がでる。

※1 工事の実施に当たっては、業務を継続して行う必要があることから仮設庁舎の設置が必要となる。

□改修及び建替えによる比較

項目	改修	建替え
現庁舎課題への対応	一部課題が残る。 執務スペース確保、バリアフリー対応などは難しい。	改善される。
耐用年数 第1庁舎 昭和38年建設 RC造	超寿命化の目標耐用年数を60年と考えると、H35年(2023年)までの15年間	新築の耐用年数を60年とすると60年間となる。
第2庁舎 昭和49年建設 S造	同様に鉄骨造の耐用年数を38年とすると、H24年(2012年)までの4年間	
事業費	815,194千円(4年～14年後に新庁舎設備費必要)	3150,000千円
1年当たり施設整備費 (事業費/耐用年数)	62,707千円 (工事竣工H22年度と過程、残り期間13年間)	52,500千円
将来的な負担		
維持管理費	現在と同等	規模に応じて増加する
庁舎建設基金残額	1,711,606千円	なし
起債	なし	約623,200千円×金利分

これらの検討から、改修による既存庁舎の活用に関しては、将来的な負担については改修のほうが有利であると考えられる。しかしながら、既存庁舎の耐用年数を考慮し、将来的な建替えが必要なことを踏まえる必要があり、当初から建替えにおける事業費や、維持管理費の縮減を図るほうが有効であると考えられる。

(3) 既存の庁舎の活用の検討

これまでの検討から、改修による第1庁舎、第2庁舎の活用は難しいと判断する。また、第3庁舎についても耐用年数が残り約8年と考えると、既存庁舎の活用としては、第4庁舎の活用を基本として考えることが妥当であると考えられる。

□既存の庁舎の耐用年数

庁舎名	建築年	耐用年数	経過年	残り年数
第1庁舎	昭和38年	60年	45年	15年
第2庁舎	昭和49年	38年	35年	3年
第3庁舎	昭和53年	38年	30年	8年
第4庁舎	平成9年	38年	11年	27年

既存庁舎執務スペース等の比較

既存の庁舎における各課の配置状況を別表の通り取りまとめました。

□ 一人当たり面積の比較

- ・ 過去の調査では、事務・収納スペースの一人当たりの適正面積を約 6 m²として調査を行っております。

表の一人当面積Cの部分において、特に第 2 庁舎 1 階の保健福祉部における執務スペースの不足が目立ちます。

- ・ 総務省の基準では、一人当たりの面積にトイレや諸室などが含まれており、国土交通省の基準では、給湯室やトイレなど細分化された基準があり、一概に比較することは出来ません。
- ・ 基本的には、基準で求められた大きさを元に、窓口の配置や動線などといったレイアウトをしていく中で、各部屋の大きさが決まってきます。

基準	全体面積 (m ²)	一人当たり 面積(m ²)	執務スペース 計(m ²)	一人当たり 面積(m ²)
現庁舎	5725.4	17.46	1994.00	6.47
総務省算定 基準	8991.2	27.41	3240.16	10.52
国土交通省 基準	9048.8	27.59	2504.04	8.13

□ 他市町村 庁舎建設規模・事業費比較一覧

- ・ 一人当たり面積は、庁舎全体での算定となっており、近年事例よりも低い面積となっています。

執務スペース比較

階	区分等	室名等	床面積 ^a	職員数 ^b	一人当面積 ^c	総務省基準 ^d	a-d	国交省基準 ^e	a-e	
						10.52㎡/人		8.13㎡/人		
1F	総務部等	市民課	118.0 ㎡	18	6.56	189.36	-71.36	146.34	-28.34	
		税務課	97.0 "	19	5.11	199.88	-102.88	154.47	-57.47	
		税務課(収税担当)	68.0 "	9	7.56	94.68	-26.68	73.17	-5.17	
	会計管理者	会計課	52.0 "	6	8.67	63.12	-11.12	48.78	3.22	
	市民経済部等	暮らし安全課	78.0 "	15	5.20	157.80	-79.80	121.95	-43.95	
		みどり環境課	66.0 "	8	8.25	84.16	-18.16	65.04	0.96	
	執務スペース計			479.0	75	6.39	789.00	-310.00	609.75	-130.75
	その他	警備員室	15.0 "							
		相談室	15.0 "							
		電話交換室	14.0 "							
		保健薬品倉庫	14.0 "							
		湯沸室	6.0 "							
		更衣室	6.0 "							
		トイレ	28.0 "							
市民ホール		214.0 "								
廊下等			156.0 "							
その他計			468.0							
1F 小計			947.0 ㎡	75	12.63					
2F	議会関連	議場	95.0 ㎡							
		傍聴席	22.0 "							
	議会関連計			117.0						
	市長室等	市長室	33.0 "	1	33.00	10.52	22.48	8.13	24.87	
		副市長室	15.0 "	1	15.00	10.52	4.48		15.00	
		応接室	21.0 "					0.00	21.00	
	総合政策部等	秘書広報課	44.0 "	7	6.29	73.64	-29.64	56.91	-12.91	
		政策推進課	85.0 "	11	7.73	115.72	-30.72	89.43	-4.43	
	執務スペース計			198.0	20	9.90	210.40	-12.40	162.60	35.40
	その他	湯沸室	5.0 "							
		トイレ	8.0 "							
廊下等		21.5 "								
その他計			34.5							
2F 小計			349.5 ㎡	20	17.47					
第1庁舎計			1296.5 ㎡	95	13.65					

階	区分等	室名等	床面積 ^a	職員数 ^b	一人当面積 ^c	総務省基準 ^d	a-d	国交省基準 ^e	a-e	
						10.52㎡/人		8.13㎡/人		
1F	保健福祉部等	福祉課	97.0 ㎡	19	5.11	199.88	-102.88	154.47	-57.47	
		こども課・こども発達	62.0 "	12	5.17	126.24	-64.24	97.56	-35.56	
		保険年金課	63.0 "	18	3.50	189.36	-126.36	146.34	-83.34	
		健康づくり課	52.0 "	12	4.33	126.24	-74.24	97.56	-45.56	
		高齢介護課	65.0 "	12	5.42	126.24	-61.24	97.56	-32.56	
		部長室	18.0 "	1	18.00	10.52	7.48	8.13	9.87	
	執務スペース計			357.0	74	4.82	778.48	-421.48	601.62	-244.62
	その他	相談室	30.0 "							
		作業員室	12.0 "							
		湯沸室	4.0 "							
トイレ		38.0 "								
廊下等			303.0 "							
その他計			387.0							
1F 小計			744.0 ㎡	74	10.05					
2F	議会関連	議員控室	66.0 ㎡							
		正副議長室	36.0 "							
		議会事務局	54.0 "	6	9.00	63.12	-9.12	48.78	5.22	
		委員会室	100.0 "							
	議会関連計			256.0						
	総務部等	総務課	104.0 "	20	5.20	210.40	-106.40	162.60	-58.60	
		部長室	20.0 "	1	20.00	10.52	9.48	8.13	11.87	
	総合政策部等	協働推進課	42.0 "	7	6.00	73.64	-31.64	56.91	-14.91	
		財政課	57.0 "	9	6.33	94.68	-37.68	73.17	-16.17	
		部長室	20.0 "	1	20.00	10.52	9.48	8.13	11.87	
執務スペース計			243.0	44	5.52	462.88	-219.88	357.72	-114.72	

執務スペース比較

その他	電算室	36.0	〃						
	コピー室	17.0	〃						
	図書室	12.0	〃						
	湯沸室	4.0	〃						
	トイレ	28.0	〃						
	廊下等(ブリッジ等含)	246.0	〃						
その他計		343.0							
2F 小計		842.1	m ²	44	19.14				
第2庁舎合計		1586.1	m ²	118	13.44				

階	区分等	室名等	床面積a	職員数b	一人当面積c	総務省基準d	a-d	国交省基準e	a-e	
1F	その他	書庫・物置等	119.0	〃						
		印刷室	24.0	〃						
		階段等	9.0	〃						
1F 小計		152.0	m ²							
2F	都市整備部等	都市計画課	52.0	7	7.43	73.64	-21.64	56.91	-4.91	
		南部地域整備課	27.0	4	6.75	42.08	-15.08	32.52	-5.52	
		産業振興課	53.0	10	5.30	105.20	-52.20	81.30	-28.30	
	市民経済部等	くらし安全課	27.0	3	9.00	31.56	-4.56	24.39	2.61	
		部長室	20.0	1	20.00	10.52	9.48	8.13	11.87	
	執務スペース計		179.0	25	7.16	263.00	-84.00	203.25	-24.25	
	その他	研修室	50.0	〃						
		湯沸室	5.0	〃						
		トイレ	19.0	〃						
		更衣室	42.0	〃						
シャワー室		7.0	〃							
廊下等(ブリッジ等含)		402.6	〃							
その他計		525.6								
2F 小計		704.6	m ²	25	28.18					
第3庁舎合計		856.6	m ²	25	34.26					

階	区分等	室名等	床面積a	職員数b	一人当面積c	総務省基準d	a-d	国交省基準e	a-e	
1F	都市整備部等	建築開発課	82.0	11	7.45	115.72	-33.72	89.43	-7.43	
		下水道課	67.0	10	6.70	105.20	-38.20	81.30	-14.30	
		道路課	108.0	13	8.31	136.76	-28.76	105.69	2.31	
		部長室	20.0	1	20.00	10.52	9.48	8.13	11.87	
	執務スペース計		277.0	35	7.91	368.20	-91.20	284.55	-7.55	
	その他	まちづくり観光協会	18.0	〃						
		更衣室	18.0	〃						
トイレ		32.0	〃							
廊下・階段等(物置含)		109.0	〃							
その他計		177.0								
1F 小計		454.0	m ²	35	12.97					
2F	教育委員会等	教育総務課	33.0	6	5.50	63.12	-30.12	48.78	-15.78	
		学校教育課	50.0	9	5.56	94.68	-44.68	73.17	-23.17	
		生涯学習課	67.0	13	5.15	136.76	-69.76	105.69	-38.69	
		体育課	50.0	5	10.00	52.60	-2.60	40.65	9.35	
		教育長室	34.0	1	34.00	10.52	23.48	8.13	25.87	
		教育部長室	27.0	1	27.00	10.52	16.48	8.13	18.87	
	執務スペース計		261.0	35	7.46	368.20	-107.20	284.55	-23.55	
	その他	職員組合事務所	34.0	〃						
		打合せ室	20.0	〃						
		更衣室	18.0	〃						
トイレ		32.0	〃							
廊下等(ブリッジ等含)		80.8	〃							
その他計		184.8								
2F 小計		445.8	m ²	35	12.74					
第4庁舎合計		899.8	m ²	70	12.85					

区分等	床面積a	職員数b	一人当面積c	総務省基準d	a-d	国交省基準e	a-e
執務スペース合計	1,994.0	308	6.47	3240.16	-1246.16	2504.04	-510.04
議会関連	373.0	20	18.65	700.00	-327.00	700.00	-327.00
その他合計	2,271.9						
庁舎合計	4,638.9	328	14.14				
庁舎全体合計	5725.4	328	17.46	8991.20	-3265.80	9048.80	-3323.40

27.41

27.59

その他部分比較

区分	現状a	総務省b	a-b	基準	国交省c	a-c	
倉庫	430.2	417.36	12.84	基準 執務室の13%	325.53	104.67	執務室の13%
会議室	300.7	2156.00	-1855.30	7㎡×人数	155.00	145.70	人数/100人 ×40㎡+準備
交通部分	1348	2326.10	-978.10	(執務室+倉庫+会 議室)*40%	2054.70	-706.70	
車庫	87.4	150.00	-62.60	台×25㎡	150.00	-62.60	台×25㎡
議事堂等	219	700.00	-481.00	定数×35㎡	700.00	-481.00	定数×35㎡
湯沸し室	24				65.00	-41.00	階数×13㎡
受付	0				192.50	-192.50	1.65㎡×308/3
便所	185				104.96	80.04	0.32×(職員+ 議員)
更衣室	176				184.80	-8.80	0.6×308人
売店					26.20	-26.20	0.085×308人
多目的					700.00	-700.00	市民スペースを 考慮、会議室等
市民ホール	214				700.00	-486.00	市民スペースを 考慮、会議室等
機械室等	84				991.00	-907.00	規模からの基準
合計	3068.3	5749.46	-3364.16		6349.69	-3281.39	

※ それぞれの基準との比較であり、決定したものではない

※ マイナス表示は、計画案の増部分を示す

※ ここに、執務室を含め、レイアウトを実施するため、この面積どおりとはならない。

現庁舎の概要

棟	建物名称	建築面積	延床面積	階数	高さ	建設年月	築後年数	備考
(A)	第1庁舎	913.4 m ²	1,296.5 m ²	2 階	9.1 m	S.38.04	45 年	RC造
(B)	第2庁舎	823.8 "	1,586.1 "	2 "	8.5 "	S.49.03	34 "	S造
(C)	第3庁舎	462.1 "	856.6 "	2 "	8.7 "	S.53.09	30 "	S造
(D)	第4庁舎	468.5 "	899.8 "	2 "	7.4 "	H.09.03	11 "	S造
(E)	倉庫	32.9 "	32.9 "	1 "	3.3 "	S.41.09	42 "	CB造
(F)	物置・自転車置場	36.4 "	36.4 "	1 "	2.3 "	S.45.06	38 "	S造
(G)	車庫	29.1 "	29.1 "	1 "	3.1 "	S.45.03	38 "	S造
(H)	車庫	29.1 "	29.1 "	1 "	2.3 "	S.45.03	38 "	S造
(I)	車庫	29.2 "	29.2 "	1 "	2.3 "	S.45.03	38 "	S造
(J)	空調機械室	84.0 "	84.0 "	1 "	4.1 "	S.49.03	34 "	CB造
(K)	倉庫	92.8 "	92.8 "	1 "	4.6 "	S.55.07	28 "	S造
(L)	倉庫	66.3 "	66.3 "	1 "	2.3 "	S.38.04	45 "	S造
(M)	駐輪場	21.7 "	21.7 "	1 "	2.1 "	S.59.11	24 "	S造
(N)	倉庫	44.0 "	44.0 "	1 "				S造 ※ (CAD上の測定による)
(O)	会議室	85.7 "	85.7 "	1 "				同上 ※
(P)	駐輪場	116.3 "	116.3 "	1 "				S造
(Q)	更衣室棟	92.1 "	129.6 "	2 "	6.9 "	H.01.09	20 "	S造
(R)	渡り廊下等(第1~2)	96.8 "	96.8 "	1 "	5.8 "	S.53.09	30 "	S造 ※ (CAD上の測定による)
(S)	渡り廊下(第2~3)	24.6 "	24.6 "	1 "	6.2 "	S.53.09	30 "	同上 ※
(T)	テント倉庫	168.0 "	168.0 "	1 "				同上 ※
	計	3,716.8 m ²	5,725.4 m ²					

財政収支試算表

財政決算状況と今後の試算にあたっては、平成17年度、平成18年度は普通会計の決算額をベースとし、平成19年度は3月補正後の普通会計予算額で集計している。また、平成20年度は当初予算額による普通会計ベースでの集計を行っている。平成21年度以降の試算は、現行制度の継続を前提として、近年の財政状況を考慮し、さらには、各費目の伸び率などを参考に平成24年度までの収支を試算したものである。

年度別の財政決算状況と今後の試算

歳入

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	決算額	決算額	予算額	予算額	見込額	見込額	見込額	見込額
市税	8,409	8,624	9,223	9,292	9,088	9,069	9,066	8,824
地方交付税	1,792	1,415	1,052	1,075	1,064	1,043	1,022	1,012
地方債	1,185	1,316	1,176	1,263	1,375	1,349	1,330	1,355
内臨時財政対策債	772	689	625	585	556	528	502	476
内減税補てん債	120	89	-	-	-	-	-	-
国庫支出金	1,342	1,252	1,343	1,383	1,621	1,653	1,686	1,720
県支出金	565	611	785	756	771	786	882	818
基金繰入金	458	8	160	645	0	0	0	0
その他	2,902	3,276	2,669	2,062	2,119	2,096	2,061	2,056
歳入合計(A)	16,653	16,502	16,408	16,476	16,038	15,996	16,047	15,785

歳出

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	決算額	決算額	予算額	予算額	見込額	見込額	見込額	見込額
義務的経費	8,047	7,961	8,380	8,376	8,382	8,256	8,195	8,007
人件費	4,446	4,342	4,448	4,426	4,360	4,241	4,161	4,074
扶助費	2,018	2,073	2,317	2,361	2,408	2,456	2,505	2,556
公債費	1,583	1,546	1,615	1,589	1,614	1,559	1,529	1,377
投資的経費	971	1,455	1,506	1,562	1,800	1,800	1,800	1,800
他会計繰出金	1,572	1,420	1,573	1,337	1,373	1,409	1,446	1,425
国民健康保険会計	521	325	413	325	405	410	415	421
老人保健会計	246	302	305	10	-	-	-	-
介護保険会計	266	295	324	346	366	387	410	433
下水道会計	539	498	471	517	462	467	471	476
後期高齢医療会計	-	-	-	79	80	85	90	95
庁舎建設基金	-	-	60	60	60	60	60	-
その他	5,297	4,894	4,949	5,201	5,082	5,045	5,100	4,957
歳出合計(B)	15,887	15,730	16,408	16,476	16,637	16,510	16,541	16,189

収支の差 (A)-(B)	766	772	0	0	△ 599	△ 514	△ 494	△ 404
--------------	-----	-----	---	---	-------	-------	-------	-------

累積収支差額				0	△ 599	△ 1,113	△ 1,607	△ 2,011
--------	--	--	--	---	-------	---------	---------	---------

※特別会計の人件費は各繰出金から控除し、人件費に加算して集計している。

※人件費の推計にあたっては、定員適正化計画による職員の削減を見込んで集計している。

※平成18年度と平成19年度の人件費について、平成18年度の人件費は決算額であり、平成19年度は予算額であること。

※下水道会計への繰出金は、下水道会計での資本費平準化債を平成17年度以降毎年度発行するとした場合の繰出金で試算している。

北庁建委収第 1 号
平成12年3月30日

北本市長 加藤 高 様

北本市庁舎建設委員会
委員長 柳井 茂



北本市庁舎建設計画の見直しについて（答申）

平成11年10月12日付け、北総企発第89号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 北本市庁舎建設基本計画の内容

北本市庁舎建設基本計画の内容については、了承する。ただし、実施にあたっては、以下の事項について検討することが望ましい。

- (1) 現行の用途地域に係る法的規制の緩和手法について
- (2) 建設を2期に分けることについて
- (3) PFI方式の導入について
- (4) 建設費の縮減について

(理由)

現行の用途地域では計画している規模の庁舎の建設ができないため、建築基準法第48条ただし書による建築許可で行うこととしているが、用途地域の変更や特別用途地区の指定等の手法を検討することが望ましい。

また、建設時の初期投資を抑えるため、建設計画を2期に分け、1期工事の規模を縮小することの検討も必要である。

併せて、財政支出の軽減と平準化を図るため、民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法（PFI方式）の導入についても検討する必要がある。

なお、新庁舎は機能を重視した庁舎とし、建設費の縮減と共に建設後の維持管理費を考慮して検討することが望ましい。

2 北本市庁舎建設の時期

北本市庁舎建設の時期については、現庁舎の状況や求められる庁舎の機能等を総合的に判断し、なるべく早い時期に建設することが望ましい。

ただし、事業実施にあたっては、極力、他の事業に影響を与えないよう、財政状況を考慮する必要がある。

(理由)

既存庁舎の老朽化、床面積の不足、高度情報化への対応、防災拠点としての安全性、分散化による市民サービスの低下、ノーマライゼーションへの対応等、現庁舎の抱える課題も多く、新庁舎建設の必要性は十分認められるものであり、なるべく早い時期に建設し、市民サービスの向上に努めるべきである。しかしながら、庁舎を建設することにより他の事業に影響が出ることも懸念されるため、財政状況を考慮するとともに、市民に対して理解を求めていくことが必要である。

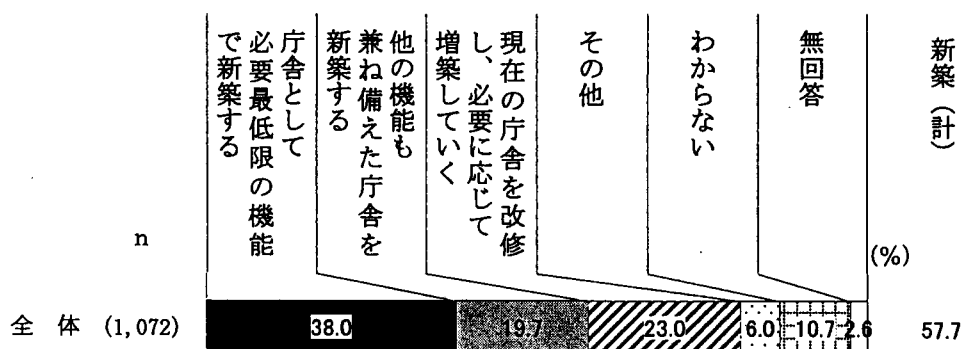
5 北本市のこれからについて

5-1 現在の庁舎に対する意向

◎ 「必要最小限の機能で新築」との意向が最も高い

問11 北本市では、庁舎建設のための基金を計画的に積み立ててきました。老朽化・狭隘化し、耐震性等に問題のある現在の庁舎について、どう思いますか。(1つに○印)

図表5-1 現在の庁舎に対する意向



北本市は「庁舎建設のための基金を計画的に積み立ててきた」という前提のもと、老朽化・狭隘化し、耐震性等に問題のある庁舎について尋ねてみたところ、「庁舎として必要最低限の機能で新築する」の意向が38.0%で最も高く、「他の機能も兼ね備えた庁舎を新築する」(19.7%)、「現在の庁舎を改修し、必要に応じて増築していく」(23.0%)といった意向を上回っている。(図表5-1)